

WHITE PAPER
ON THE ENVIRONMENT
IN SUITA 2021

吹田市環境白書 2021

はじめに

昨年、地球温暖化対策に係る国際的枠組みである「パリ協定」が実行段階に入り、新たな段階を迎えています。また、多量排出国であるアメリカが本年2月にパリ協定に復帰するなど、気候変動対策に向けて世界全体で一丸となって取り組んでいます。

また昨年10月に、世界全体のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現に向けて、技術革新の確立と社会実装の実現をテーマとした、関連する6つの国際会議が「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」として一体的に開催されました。

我が国においては、昨年10月に「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す」ことを宣言しました。本年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現等が基本理念に盛り込まれています。

またレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を趣旨とした「容器包装リサイクル法」の関係省令の改正が昨年7月に施行され、使い捨てプラスチック削減に向けた取組も進んでいます。

本市においては、昨年2月に吹田市第3次環境基本計画を策定し、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む3つの重点戦略を掲げ、環境課題の解決に向けた5つの分野的目標を設定するなど、取り組むべき内容を整理しました。

また本年2月に、気候変動危機を喫緊の課題として重く受け止め、地球温暖化対策を広域で進めることにより持続可能な社会を未来へつなぐことを目的として、豊中市と共同で「気候非常事態宣言」を行いました。

更に同月に、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画を策定し、長期目標として、「2050年までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」ことを定めています。

昨年はエネルギー消費量及びごみ排出量の削減が一定進んだものの、目標達成に向けて、継続的な削減が必要です。今後、より一層のエネルギー消費量やごみ排出量の削減のため、市民・事業者によるライフスタイルや事業活動の転換に向けた、さらなる取組が必要です。

本書は、本市が実施している環境施策の進捗状況と環境の状況についての報告書です。本書をとりまとめることで、環境基本計画に掲げた目標の到達度合いを確認し、施策の見直しや充実を図ります。あわせて、身近な環境に関心を持ち、自らのライフスタイルを環境の視点から見直すきっかけとなれば幸いです。

—環境白書の編集について—

この環境白書は、吹田市環境基本条例に基づいて毎年発行しているものです。

令和3年版（2021年版）は、データや集計については、令和2年度（2020年度）における実績をとりまとめました。それ以外の記述は、令和3年（2021年）10月初旬時点での状況です。

本書は、現在課題となっていることにスポットをあて、まとめています。詳細なデータは資料編にまとめ、吹田市ホームページに掲載しています。本書とあわせてご活用ください。

目次

第1章 吹田市の環境政策	1
第2章 目標の達成に向けた重点戦略	3
第3章 目標達成への施策の展開	
第1節 エネルギー	7
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	
第2節 資源循環	15
資源を大切にす社会システムの形成	
第3節 生活環境	19
健康で快適なくらしを支える環境の保全	
第4節 みどり・自然共生	27
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	
第5節 都市環境	31
快適な都市環境の創造	
第4章 環境基本計画に基づく進行管理	37
資料編 環境まちづくりデータ	39
(資料編の内容は吹田市ホームページに掲載しています。)	
1 環境基本計画	
2 環境関連条例	
3 環境基本計画の進行管理	
4 環境関連資料	
5 吹田市まちづくり用語集	
6 環境年表	
7 環境記念日	

第1章 吹田市の環境政策

本市の環境政策の基本的な枠組みと施策の目標を紹介します。

■ 吹田市環境基本条例

本市は、平成9年(1997年)3月に「吹田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的なことがらを定めています。

環境基本条例の主な内容

- (1) 基本理念、施策の基本方針
- (2) 市民、事業者、行政の責務
- (3) 環境基本計画・環境白書
- (4) 基本的な施策
- (5) 環境審議会

■ 吹田市第3次環境基本計画

本市は、令和2年(2020年)2月に、第3次環境基本計画を策定しました。これは吹田市環境基本条例に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

(1) 計画の期間

令和2年度(2020年度)から
令和10年度(2028年度)までの9年間

(2) 重点戦略

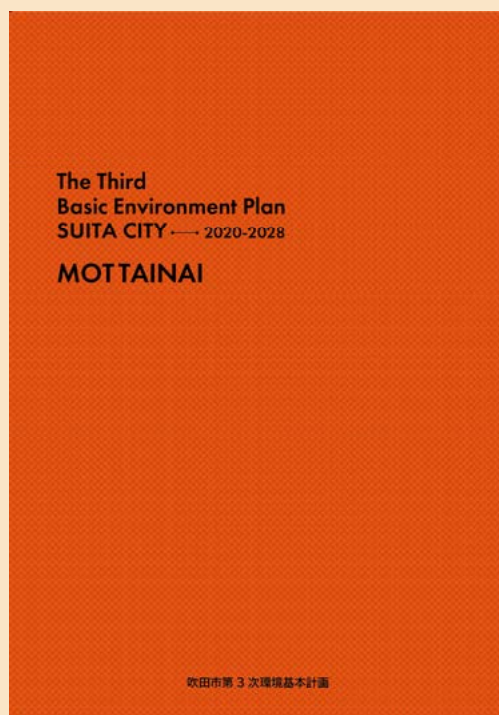
望ましい環境像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む「重点戦略」(はぐくむ、まもる、そなえる)を設定し、その推進に取り組んでいます。

(3) 施策の体系と環境指標

分野ごとに目標と指標を定め、さらに具体的な施策と担当部署を明記して、責任の明確化と施策の着実な推進を図ります。

(4) 進行管理

年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。審議会での審議や評価の内容を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。



重点戦略

戦略の方向性	目 標
戦略Ⅰ はぐくむ	環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ
戦略Ⅱ まもる	良好な環境をまもる
戦略Ⅲ そなえる	気候変動による影響にそなえる

分野別目標

分野と目標	代表指標と目標値	施策の柱
エネルギー 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	市域の年間エネルギー消費量 令和10年度（2028年度）までに （市域） 13.1PJ （ペタジュール） （家庭部門・市民1人当たり） 8.2GJ （ギガジュール） （業務部門・従業員1人当たり） 25.6GJ （ギガジュール）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフスタイルや事業活動の転換促進 ■ 省エネルギー機器などの導入促進 ■ 再生可能エネルギーの導入拡大
資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成	市民1人当たりごみ排出量（1日） 令和10年度（2028年度）までに 760g リサイクル率 令和10年度（2028年度）までに 25.6%	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの発生抑制を優先する社会への転換 ■ 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 ■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 ■ 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 ■ 水資源の有効利用と健全な水環境の推進 ■ 産業廃棄物の適正処理
生活環境 健康で快適なくらしを支える環境の保全	公害に関する苦情を解決した割合 令和10年度（2028年度）までに 80% 「環境美化推進団体」の団体数 令和10年度（2028年度）までに 40団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境汚染防止対策の推進 ■ 環境美化の推進 ■ ヒートアイランド対策の推進 ■ 日照障害・電波障害対策
みどり・自然共生 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	吹田市域の緑被率 将来目標 30% みどりの協定に基づく取組などを行う団体数 令和10年度（2028年度）までに 60団体 みどり豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合 令和10年度（2028年度）までに 67%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性の保全 ■ 自然資源の持続的な利用 ■ みどりを継承する ■ みどりを生み出す ■ みどりを活かす ■ 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める
都市環境 快適な都市環境の創造	今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合 令和10年度（2028年度）までに 70% まちなみが美しいと感じる市民の割合 令和10年度（2028年度）までに 70%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観まちづくりの推進 ■ 自動車に過度に依存しない交通環境整備 ■ 環境に配慮した開発事業の誘導

重点戦略

エネルギー

資源循環

生活環境

みどり・自然共生

都市環境

進行管理

第2章 目標の達成に向けた重点戦略

望ましい環境像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む「重点戦略」を設定しています。

目標	施策の柱と具体的施策
<p>重点戦略Ⅰ はぐくむ</p> <p>環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ</p>	<p>持続可能なライフスタイルを実現する人材を“はぐくむ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校での環境教育の推進 ②環境に関する啓発活動及びイベントなどの開催 ③地域において環境保全活動を担う人材の育成 ④木育の推進 ⑤地域における環境学習の推進 <hr/> <p>環境に配慮したビジネススタイルに取り組む事業者を“はぐくむ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境マネジメントシステムの導入促進 ②環境配慮行動に関する啓発活動の推進 ③事業者に向けた事業活動転換の促進策の検討・推進 ④事業者の環境意識向上に向けた啓発・取組推進 <hr/> <p>環境を中心とした多様な主体とのつながりを“はぐくむ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民・事業者・市民団体などと協働した取組の推進及び支援 ②大学・研究機関と連携した環境に配慮した取組の推進及び啓発活動 ③近隣市町村との地域循環共生圏構築に寄与する活動の推進
<p>重点戦略Ⅱ まもる</p> <p>良好な環境をまもる</p>	<p>未来につながる環境を“まもる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギーの活用・設備の導入 ②公共施設における率先実行（節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー、省資源） ③エネルギー消費量削減に向けた啓発活動及び情報提供 ④ごみの削減や再利用に向けた啓発活動及び情報提供 <hr/> <p>市民にとっての憩いの空間を“まもる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生物多様性の保全への理解を深めるための効果的なイベントの実施及び啓発活動 ②公園・街路樹の整備及び管理、緑化の推進、緑地の保全 ③水路などの清掃による環境保全 ④特定外来生物の防除
<p>重点戦略Ⅲ そなえる</p> <p>気候変動による影響にそなえる</p>	<p>気候変動による大規模災害に“そなえる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災意識の向上への取組推進 ②応急給水体制の向上への取組推進 ③防災拠点をはじめとした公共施設における大規模災害時の自立・分散型エネルギー確保に向けた、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源設備の導入推進 ④大雨時の浸水防止のための整備推進 <hr/> <p>ヒートアイランド現象に“そなえる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物・道路・駐車場の高温抑制の推進及びクールスポットの創出 ②公園・街路樹の整備及び管理、緑化の推進（屋上・壁面緑化、みどりのカーテンなど）、緑地の保全 ③ドライ型ミストなどによる熱中症対策及び啓発活動

重点戦略Ⅰ はぐくむ

目標 環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ

目的

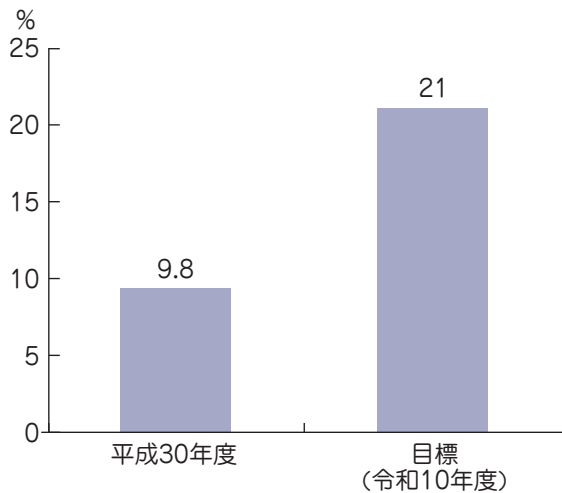
より良い環境を将来世代へと引き継ぐためには、持続可能な社会をつくるのが大切です。そのためには、市民・事業者のそれぞれが地域の環境と自らの行動との関係性を正しく理解し、自主的・積極的に環境保全活動を実践することが重要です。

また、持続可能な社会に貢献する人材・事業

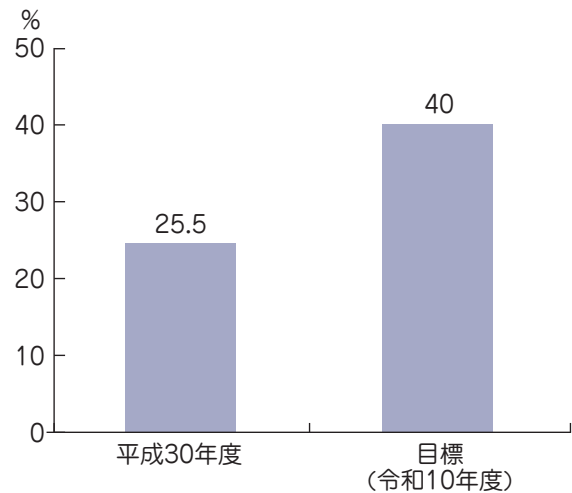
者を“はぐくむ”ために、ライフスタイル及びビジネススタイルの転換に向けた取組を推進します。さらに、市民・事業者・市民団体のつながり及び他の自治体とのつながりを“はぐくむ”ことで、より良い地球環境を“はぐくむ”ことを目指します。

重点戦略Ⅰ はぐくむ

地域の美化や緑化、環境イベントなどのボランティア活動に参加する市民の割合



行政、団体、その他企業などと連携した環境活動を実施している事業者の割合



達成指標を実現するための活動指標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
エコスクール活動簿 ^{※1} の評価（教室での取組）が21点以上の学校数	17校	22校	14校	43校
環境啓発イベント参加者数	12,904人	36,394人	2,621人	14,200人
すいた環境サポーター養成講座修了者数（累計）	60人	69人	69人	255人
アジェンダ21すいたの事業者会員数	13者	12者	13者	43者
地域材使用量（累計）	0m ³	14.3m ³	29.3m ³	→

※1 エコスクール活動の進捗状況を各学校単位で評価。1項目につき5点満点で5項目を評価（3学期末時点）。

重点戦略Ⅱ まもる

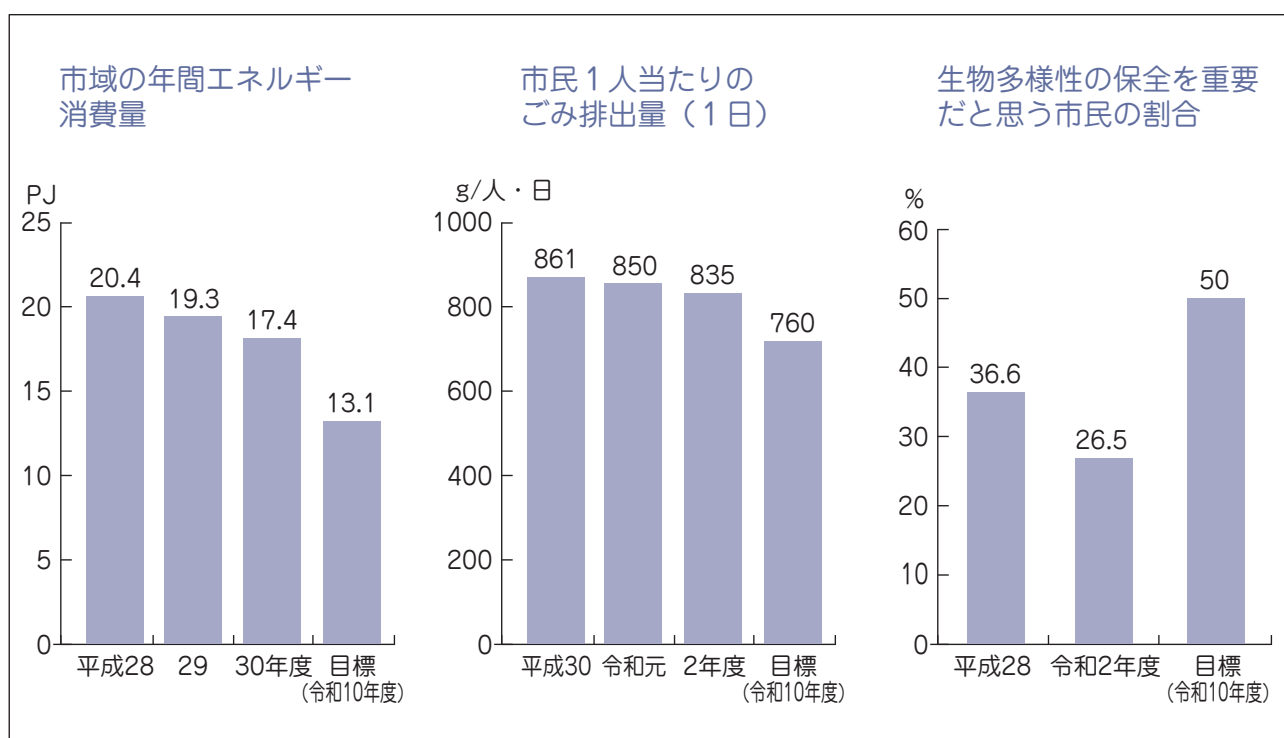
目標 良好な環境をまもる

目的

海面上昇など様々な影響を各地に及ぼす「地球温暖化」や海洋プラスチックをはじめとした「ごみ問題」、外来種などが要因となる「生物多様性の損失」といった地球規模の問題が国際的に取り上げられており、本市においても、地球環境を“まもる”ために重点的に取り組む必要があります。

本市がこれらの環境問題の解決への取組を推進し、エネルギーや資源、自然との共生を大切にするライフスタイルを構築し、総合的な視点をもって今ある環境を“まもる”ことにより、将来世代へ良好な環境を引き継ぎます。

重点戦略Ⅱ まもる



達成指標を実現するための活動指標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
市域の太陽光発電システム設備容量 (累計)	1.9万kw	2.01万kw	2.12万kw	3.5万kw ^{※1}
食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数 (累計)	50回 ^{※2}	106回 ^{※2}	112回 ^{※2}	520回 ^{※2}
生物多様性保全イベント参加者数	2,969人	3,202人	623人	3,400人

※1 吹田市第4次総合計画に基づく

※2 各年度の1年間における活動数

重点戦略Ⅲ そなえる

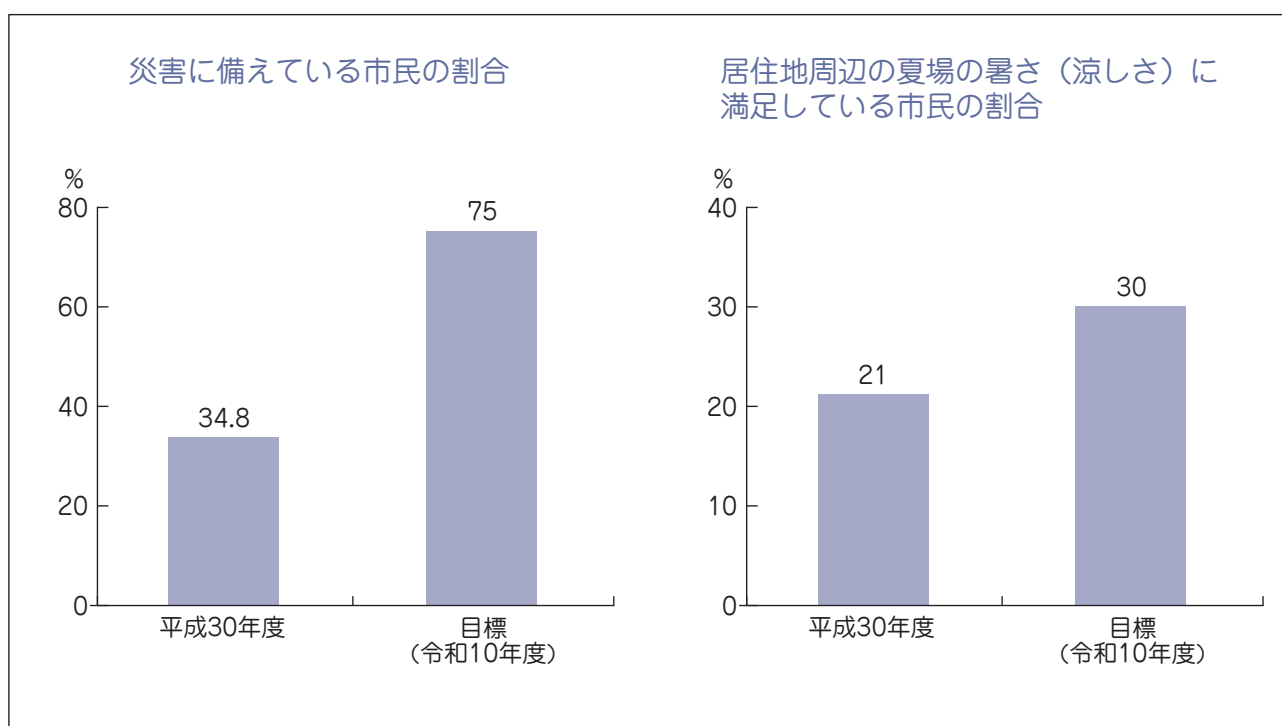
目標 気候変動による影響にそなえる

目的

気候変動対策は、温室効果ガスの削減（緩和策）だけでなく気候変動の影響による被害の回避・軽減（適応策）も重要です。平成30年（2018年）12月1日に「気候変動適応法」が施行されたことで適応策が法的に位置付けられ、本市としても適応策を推進していく必要があります。

今後想定され得る気候変動の影響に伴う大規模災害や熱中症による健康被害など、さらには都市部特有の課題であるヒートアイランド現象に“そなえる”ため、安全、健康かつ快適なまちづくりのための取組を推進します。

重点戦略Ⅲ そなえる



達成指標を実現するための活動指標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
連合自治会単位での自主防災組織の結成率	73.5%	73.5%	82.4%	100% ^{※1}
雨水排水施設の整備率	54%	54%	54%	55% ^{※1}
透水性舗装面積累計	85,257㎡	91,098㎡	105,754㎡	103,257㎡

※1 吹田市第4次総合計画に基づく

第3章 目標達成への施策の展開

第1節 エネルギー 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換

[1] 環境の状況

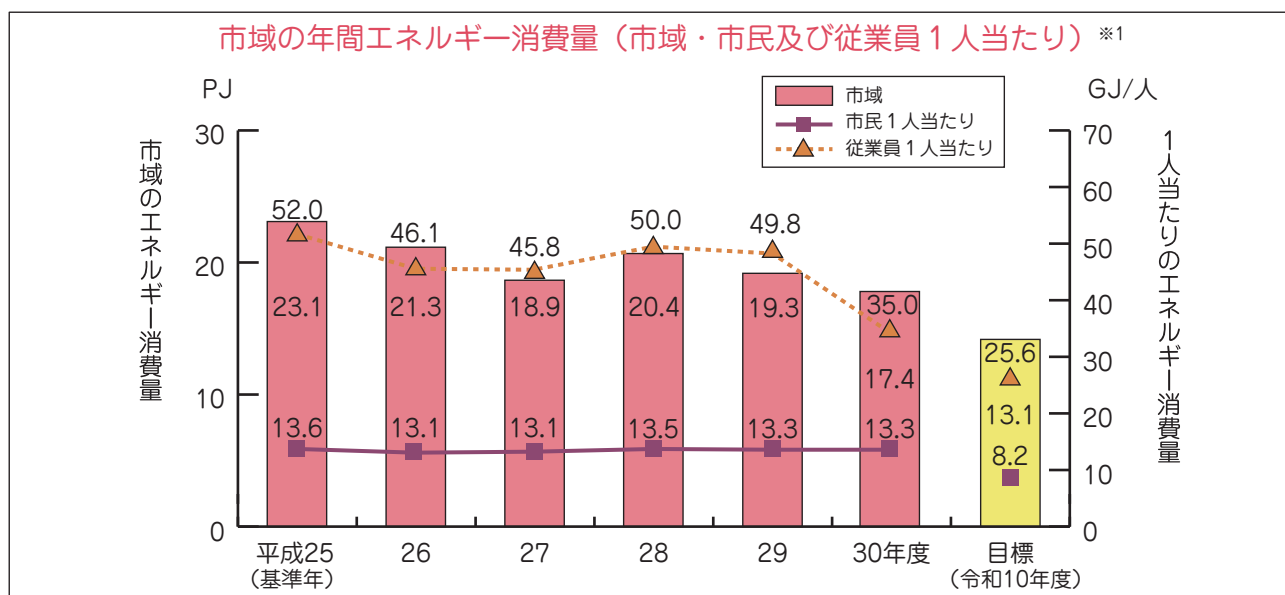
「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が令和3年（2021年）に発表した第6次評価報告書では、今後数十年で地球温暖化ガスの排出量を大幅に削減しない限り、パリ協定の目標達成が極めて困難であることが示されています。また、「1.5度特別報告書」では、自然や人間の社会に及ぶ気候関連のリスクを抑えるためには、世界全体の平均気温の上昇を1.5度以下に抑える必要があることが示されており、そのためには、2050年までにカーボンニュ-

トラルの達成が必要であるとされています。

本市は吹田市第3次環境基本計画において、市域、市民及び従業員1人当たりの年間エネルギー消費量を令和10年度（2028年度）までに平成25年度（2013年度）比で43.3%以上削減するという目標を掲げています。

市域におけるエネルギー消費量は、目標の達成が極めて厳しい状況です。私たちのライフスタイルや事業活動の転換が強く求められています。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
市域の年間温室効果ガス排出量 (千トン-CO ₂)※1	2,036 (平成28年度)	1,807 (平成29年度)	1,502 (平成30年度)	1,092
公共施設における再生可能エネルギー導入件数累計	81件	85件	88件	130件
吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量 (千トン-CO ₂)	30	28.2	25.5	24
市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,441件 19,117kW	3,618件 20,081kW	3,823件 21,209kW	6,000件 35,000kW

※1 市域の年間エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の算出は統計データ集約の関係により2年遅れとなります。

[2] 施策

吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、令和3年（2021年）2月に、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画を策定しました。本計画では、吹田市域の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の現況を分析して、長期目標として2050年までに、市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロ

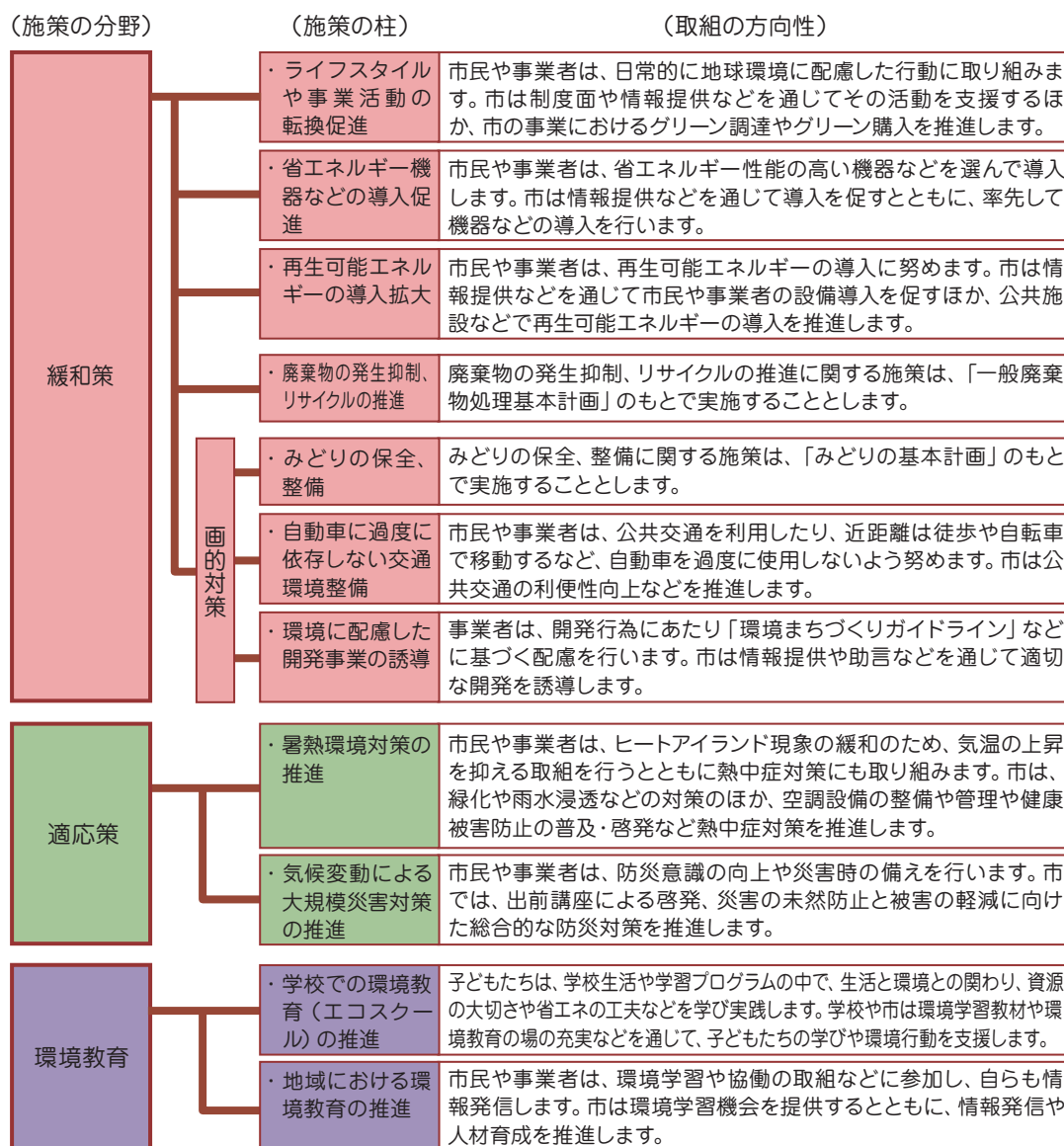
にする削減目標を設定しました。また、それらの目標を達成するために必要な施策や取組を具体的に記載し、温室効果ガス排出が実質ゼロとなった未来の吹田市のすがたを示しています。市民のライフスタイルや事業者の事業スタイルを転換し、先進的な環境まちづくりを進めていくために、3つの取組を「重点施策」として設定しています。

吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画の重点施策と施策体系

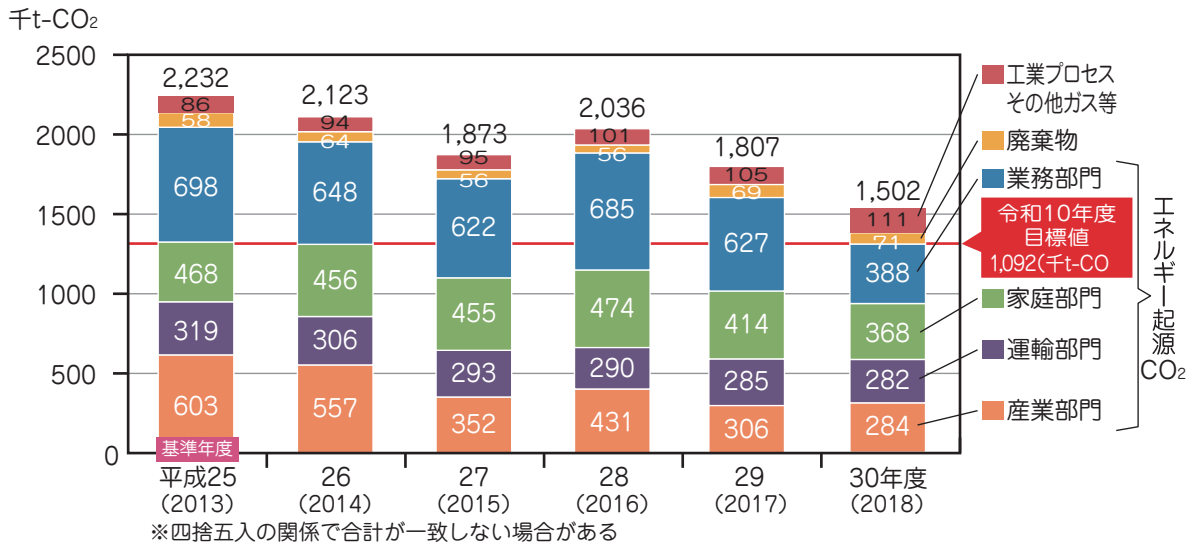
重点施策

- (1) RE100の推進
- (2) 低炭素な暮らしと経済活動のしくみづくり
- (3) 気候変動への適応

施策体系



市域の温室効果ガス排出量の推移

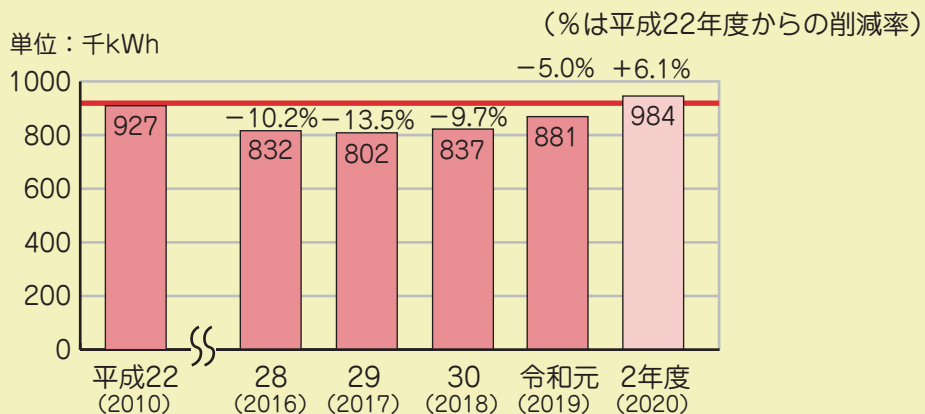


夏季及び冬季における市自らの節電の取組

本市は、電力消費が増加する夏季及び冬季を「節電重点取組期間」として、本庁舎をはじめ、上下水道施設、学校や体育施設など多量に電力を使う施設を中心に、節電を含む「節エネルギー」の取組を強化しています。

- 本庁舎では、主に以下の取組を行いました。
- (1) 照明の間引きと不要照明消灯の徹底
 - (2) 室温は暖房時19℃、冷房時28℃を徹底
 - (3) エコスタイルキャンペーン、ウォームピズの実施
 - (4) パソコン画面の輝度を低めに調整
 - (5) 2up3down運動に努め、エレベーターの使用を控える
 - (6) ノー残業デーの徹底

夏の節電重点取組期間(7月～9月)の市役所本庁舎における電力使用量



グリーン購入の推進の取組

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への影響を考慮して、購入の必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入することです。限りある資源を持続的に活用し、将来世代に引き継ぐためには、経済のあり方を見直し、持続可能なものに変えることが必要とな

ります。そのためには、グリーン購入の考え方や取組が重要となります。

本市では、吹田市環境物品等調達方針を策定し、グリーン購入に取り組んでいます。令和2年度(2020年度)のグリーン購入率は81%でした。

■ 家庭・事業所での取組支援

(1) 環境まちづくりガイドライン

地球温暖化の原因である温室効果ガスは、家庭や事業所での電気やガスなどの使用、マイカーや運送車両の運行によるガソリンや軽油の消費、廃棄物の処理など、社会のあらゆる活動から排出されます。そのため、市民、事業者、行政がともにエネルギーや資源を大切に使い、ムダをなくすよう、日常生活や事業活動について、環境の視点から見

直す必要があります。

近年、環境に配慮することについての意識は定着しつつありますが、具体的にどのような行動をすればいいかは、わかりにくいものです。そこで、環境への取組の具体例として、「吹田市環境まちづくりガイドライン」を策定しました。これを参考に、自主的な実践を呼びかけています。

環境まちづくりガイドラインの構成

	名称	性質
市民版	ライフスタイル版	自己宣言
	キャンパスライフ版	
事業者版	事業活動版	企業の社会的責任
	開発・建築版	

(2) 地球温暖化に関する啓発パンフレット

地球温暖化の主な原因は、エネルギーの消費に伴う二酸化炭素の排出です。本市は、市域の年間エネルギー消費量のうち、家庭及び事業所における消費量の合計が、産業や運輸部門などを含む全体の約5割を占めています。そのため、市民や事

業者のみなさん一人ひとりが、エネルギーの使用量を減らす意識を持ち行動につなげることが大切です。そこで、地球温暖化に関する啓発パンフレットを作成し、節エネや省エネのための具体的な取組などを紹介しています。

【市民向け】節エネ・省エネ生活マニュアル

本パンフレットでは、地球温暖化の現状や家庭におけるエネルギーの消費実態について解説しています。また、普段の生活の中で誰もが実践でき、エネルギー使用量の削減につながる「脱・

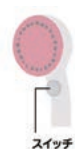
我慢の節エネ・省エネアクション」について、取組を行った場合の節約額とCO₂削減量の目安とともに紹介しています。



●キッチンで
冷蔵庫の温度設定を
「強」から「中」に、
冬なら「弱」に！



●お風呂で
手元スイッチ付シャワー
ヘッドを使おう！



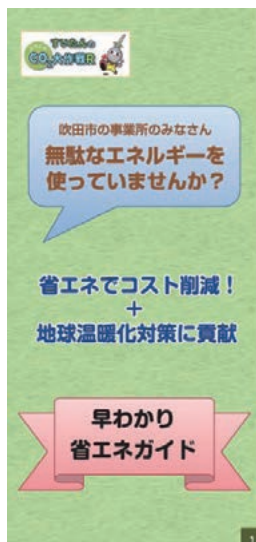
●リビングなどで
LED 照明に交換
しよう！



【事業者向け】早わかり省エネガイド

本パンフレットでは、オフィスや工場等の事業所で取り組める省エネの方法について、グラフや表を使ってわかりやすく紹介しています。

事業所での省エネの方法には、以下のとおり、大きく分けて「運用改善」と「設備導入」があります。



■運用を改善しよう！

運用改善とは、事業所のエネルギー使用量や設備の状況を把握し、設備の不適切な運用を見直すことです。例えば、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入し、エネルギー使用量を「見える化」することで省エネを進めることができます。

■省エネ型設備を導入しよう！

省エネ機器を導入する際には、国による支援等のほか、ESCO やエコチューニングといった初期投資が小さく省エネ効果の高い方法もあります。まずは、無料の省エネ相談や省エネ診断を利用してみましょう。

(3) エコアクション21

エコアクション21認証登録制度は、環境省が定めた、主に中小企業向けの環境経営の認証・登録制度です。

本市は、吹田商工会議所と連携して、認証を取得しようとする事業者に、エコアクション21事務局を通じて専門家を派遣しています。専門家から

環境経営についての助言を受けた事業者は、エコアクション21の認証取得に向けて取組を実施します。認証を取得した事業者に対しては、本市はその取得費用の一部を助成しています。

市内の認証・登録事業者数は21社です。

■再生可能エネルギーの導入拡大の取組

市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業

本市は、太陽光パネルの設置等を行う民間事業者に、市が所有する公共施設の屋根を貸し出し、事業者から施設の使用料を得る仕組みによって太陽光発電システムの設置を促進する事業を行っています。現在、市内3か所4施設の自転車駐車場で発電を開始しており、発電実績等は市ホームページに掲載しています。

- 阪急山田駅前西自転車駐車場(24.9kW)
- 阪急山田駅前南自転車駐車場(18.7kW)
- JR吹田駅前中央自転車駐車場(24.9kW)及びJR吹田駅前西自転車駐車場(24.9kW)



(写真：JR吹田駅前西自転車駐車場の屋根の様子)

■ 市の公共施設における電力調達（令和2年度）

本市では、平成29年度(2017年度)から、「吹田市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大を創出することを目的に、再生可能エネルギー比率の高い電気を供給する等、環境に配慮した小売電気事業者からの電力調達を実施しています。

平成29年度(2017年度)は、高圧電力(負荷率40%以下)を対象として入札を実施し、平成30年度(2018年度)以降は、高圧電力(負荷率40%超)及び低圧電力(従量電灯A、従量電灯B及び低圧電力)を対象に加えて、入札を実施しています。

【環境部】小売電気事業者の電源構成における再生可能エネルギーの比率（FIT電気を含む。）

入札実施年度	高圧電力 (負荷率40%以下)	高圧電力 (負荷率40%超)	低圧電力	関西電力 (参考)
平成30年度 ^{※1} (296施設)	36.04%	54.81%	41.75%	14.00%
令和元年度 ^{※2} (330施設)	36.61%	36.61%	39.96%	15.00%
令和2年度 ^{※3※4} (378施設)	32.62%	32.62%	47.28%	15.00%

※1 小売電気事業者の平成28年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率（FIT電気含む）を示しています。
 ※2 小売電気事業者の平成29年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率（FIT電気含む）を示しています。
 ※3 小売電気事業者の平成30年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率（FIT電気含む）を示しています。
 ※4 令和2年度は、水道部が所管する施設を含めて、入札を実施しています。

【水道部】小売電気事業者の電源構成における再生可能エネルギーの比率（FIT電気含む。）

入札実施年度	高圧電力 (負荷率40%以下)	高圧電力 (負荷率40%超)	低圧電力	関西電力 (参考)
平成30年度 ^{※1} (6施設)	54.81%	54.81%	—	14.00%
令和元年度 ^{※2} (6施設)	36.61%	36.61%	—	15.00%
令和2年度	環境部実施の入札に含めて電力調達を実施			

※1 小売電気事業者の平成28年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率（FIT電気含む）を示しています。
 ※2 小売電気事業者の平成29年度の電源構成における再生可能エネルギーの比率（FIT電気含む）を示しています。

■ 建築物の低炭素への取組

（1）資源循環エネルギーセンター

本市のごみ焼却施設である資源循環エネルギーセンターは、平成22年(2010年)3月に運転を開始しました。1日に最大480トンのごみを焼却する能力があります。

ダイオキシン類の厳しい規制値をクリアする排ガス処理設備を始めとして、廃熱利用による高効率発電設備(最大13,000kW)、焼却灰の熔融スラグ化(再資源化)設備など、クリーンかつ低炭素、循環型社会の形成に対応する施設です。



(2) 千里丘図書館

千里丘図書館は環境や子育て、障がい者やシニアに「やさしい」図書館を目指して平成25年（2013年）1月にオープンしました。館内には太陽光発電システムや屋上緑化、自然採光などを取り入れています。屋上の植栽は地域のボランティアによって手入れがされています。雨水を利用した散水も行われています。



屋上の太陽光パネルと植栽



- ・太陽光発電システム（3.5kW）
- ・雨水利用（用途：植栽の散水）
- ・自然光採光（用途：1階、2階の採光の効率化）
- ・屋上緑化

(3) 阪急千里山駅前東自転車駐車場

阪急千里山駅の東側に平成25年（2013年）7月にオープンしました。3階建てで1,300台の自転車、バイクを収容できます。線路側の壁一面の「壁面緑化」は西日を受け流す「大規模な緑のカーテン」になっています。屋上には太陽光発電システム（41kW）があり、施設の電気をまかっています。

- ・太陽光発電システム（41kW）
- ・壁面緑化
- ・屋上緑化



屋根一面に設置された太陽光パネル

(4) ストックヤード

ストックヤードは、破碎選別工場で選別されたペットボトル・ビンや資源循環エネルギーセンターから出る溶融スラグを保管する施設として、



平成26年（2014年）3月から運用を開始しています。

施設内には、ガラスの廃カレットと溶融スラグを利用したインターロッキングブロックを使用した歩道を整備するなど様々な環境配慮がなされています。

- ・太陽光発電システム（150kW）
- ・ハイブリッド街路灯3基
- ・壁面緑化
- ・リサイクルベンチ（廃プラスチック利用）
- ・雨水利用（植栽への散水）
- ・工業用水利用（トイレ洗浄水等）

(5) 千里丘北小学校

千里丘北小学校は、市内で29年ぶりの新設校として、平成27年(2015年)4月に開校しました。

校舎は採光を考え、廊下の中央部の光庭を取り囲む回廊片廊下型となっています。また廊下の外

- ・太陽光発電システム(10kW)
- ・雨水貯留槽(400トン)
- ・屋上緑化
- ・自然光採光(光庭)

側に各教室を配置することで見通しを良くし、学年を超えたフロアごとの一体感を高めています。廊下にはクッションと温かみのある空間にしようと、木調の内装を取り入れています。



(6) 市立吹田サッカースタジアム

万博記念公園内に平成27年(2015年)9月に竣工した本スタジアムは、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)において、最高ランクのSランクを取得するなど、多様な方法で環境に配慮した「エコ・スタジアム」です。

本スタジアムは、スタジアム建設募金団体によ

- ・太陽光発電システム(504kW)
- ・フィールド内照明のオールLED化
- ・給湯設備への高効率機器の採用
- ・空調設備への高効率機器の採用
- ・雨水利用(トイレ洗浄水等)
- ・フィールドへの自然通風の確保

り建設され、吹田市に寄贈された施設であり、ガンバ大阪のホームスタジアムです。建設にあたっては、吹田市環境まちづくり影響評価条例の手続において、環境の保全と良好な環境の創造のための効果的な環境取組が実施されています。



(C)ガンバ大阪

(7) はぎのきこども園

はぎのきこども園は、幼保連携型認定こども園として、平成30年(2018年)4月に開園しました。

園内には太陽光発電システムや屋上緑化、透水性舗装などを取り入れています。空調、給湯等の設備については、高効率や省エネルギー型の機器を

- ・太陽光発電システム(5.4kW)
- ・雨水貯留タンク(0.12トン)
- ・屋上緑化
- ・透水性舗装
- ・高効率機器の採用(空調、給湯等)

採用しました。また、雨水貯留タンクや雨水浸透柵を設置するなど、水循環の確保も行われています。



第2節 資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成

[1] 環境の状況

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活を物質的に豊かにした反面、限りある資源を大量に消費し、それをごみとして廃棄することで、環境に大きな負荷を与え、様々な問題を生じさせています。

私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことにより、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」を構築する必要があります。

本市は吹田市第3次環境基本計画において、市民1人当たりの1日のごみ排出量とリサイクル率に目標を設定しています。

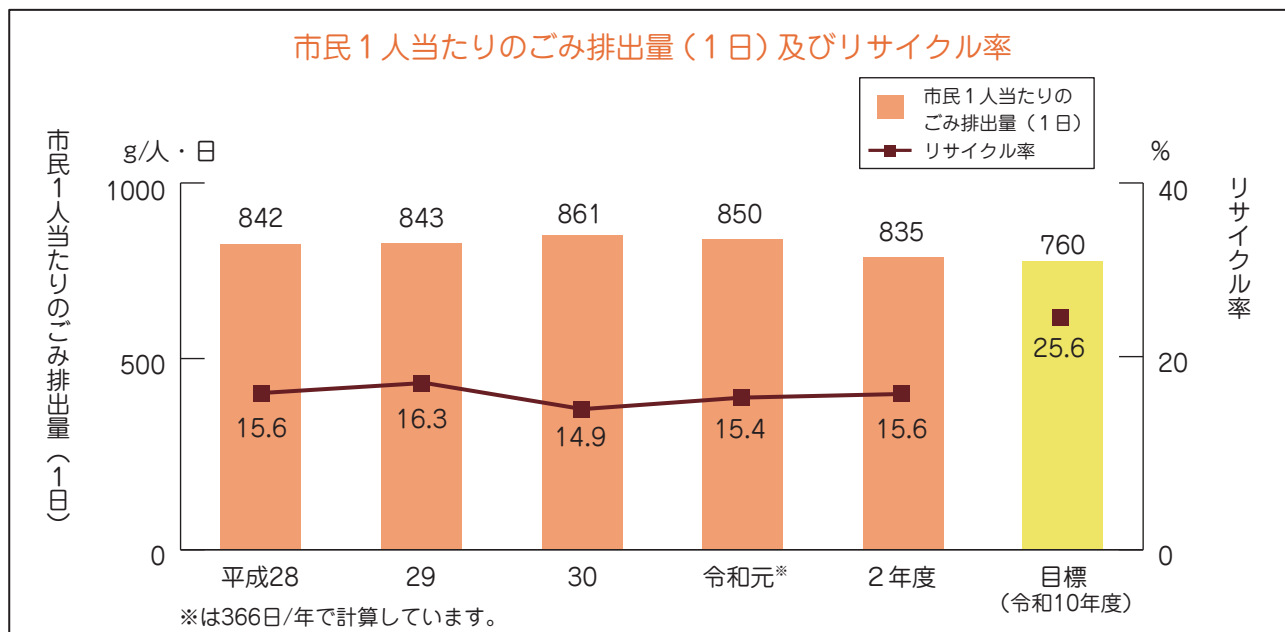
(1) ごみの排出状況

燃焼ごみや資源ごみなどを含む1年間に排出される全てのごみの量（ごみの年間排出量）は、令和2年度（2020年度）は114,456t（家庭系ごみと事業系ごみの合計）でした。市民1人当たりになおすと、1日に835gでした。

(2) ごみのリサイクル状況

市が資源ごみとして収集する缶やびん、拠点回収によるペットボトル、集団回収による新聞紙やダンボールなど、リサイクルした量のごみ全体に占める割合（リサイクル率）は、令和2年度（2020年度）は15.6%でした。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
年間の燃焼ごみ搬入量（破碎後可燃物を含む）	102,294 t	100,434 t	98,981 t	84,390 t
ごみの年間排出量	家庭系ごみ	80,499 t	81,029 t	76,995 t
	事業系ごみ	36,359 t	35,063 t	27,646 t
マイバッグ持参率	72.1%	79.6%	83.0%	80%

[2] 施策

■ 吹田市一般廃棄物処理基本計画

本市は、平成29年（2017年）3月にごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた「吹田

市一般廃棄物処理基本計画後期改訂版」を策定しました。

期間

平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）

基本理念

吹田らしいコミュニティ活動を展開し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

基本方向

- 1 2R（リデュース・リユース）を優先する社会へ転換を目指す。
- 2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築を目指す。
- 3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進を目指す。
- 4 リサイクルや適正処理等に適し、低炭素社会実現にも寄与する収集体制や処理システムの構築を目指す。

計画の目標

令和3年度（2021年度）までに、以下のごみの減量目標値の実現を図ります。

- ・ごみ排出量（集団回収を含む）を、平成22年度（2010年度）と比較して、17%削減します。
- ・ごみ排出量の24%を資源化（市が関与する資源化）します。

■ 発生抑制を優先する社会への転換

(1) 家庭系廃食用油の回収

家庭での使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、リサイクルしています。回収した油は、別の製品の原材料として再生されます。

現在、市内14か所の公共施設で拠点回収を行っています。令和2年度（2020年度）は、6 tの廃食用油を回収しました。



(2) 吹田市ごみ減量再資源化推進会議

市民・事業者・行政が三者協働で、食品ロス削減をメインテーマとしたごみ減量再資源化の取組を進めています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面による会議を2回開催しました。

(3) 使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収

市の公共施設等で、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収しています。

令和2年度（2020年度）は、回収量24kg、回収相当数24,000個、CO₂削減量は65kg-CO₂でした。



(4) フードドライブ

家庭等で余っている食品を市に提供していただき、子供食堂や福祉団体等の必要としている方に寄附する取組です。令和2年度(2020年度)は2回実施しています。

1回目では提供人数56人、提供品数541個、提供重量249kg、2回目では提供人数68人、提供品数701個、提供重量222kgでした。



吹田市フードドライブキャラクター
「風土 虎息吹」

■ 多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築

(1) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、平成7年(1995年)11月に発足し、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱しています。推進員は、地域でごみの

減量や分別についての推進役として活躍しています。令和3年(2021年)3月31日時点で331人の推進員が活動しています。

(2) 再生資源集団回収の推進

本市は、自治会や子供会などの集団回収を推進しています。令和2年度(2020年度)は、448団体が実施し、6,846 t の再生資源を回収しました。

集団回収は、本市のリサイクル率向上におおいに役立っています。

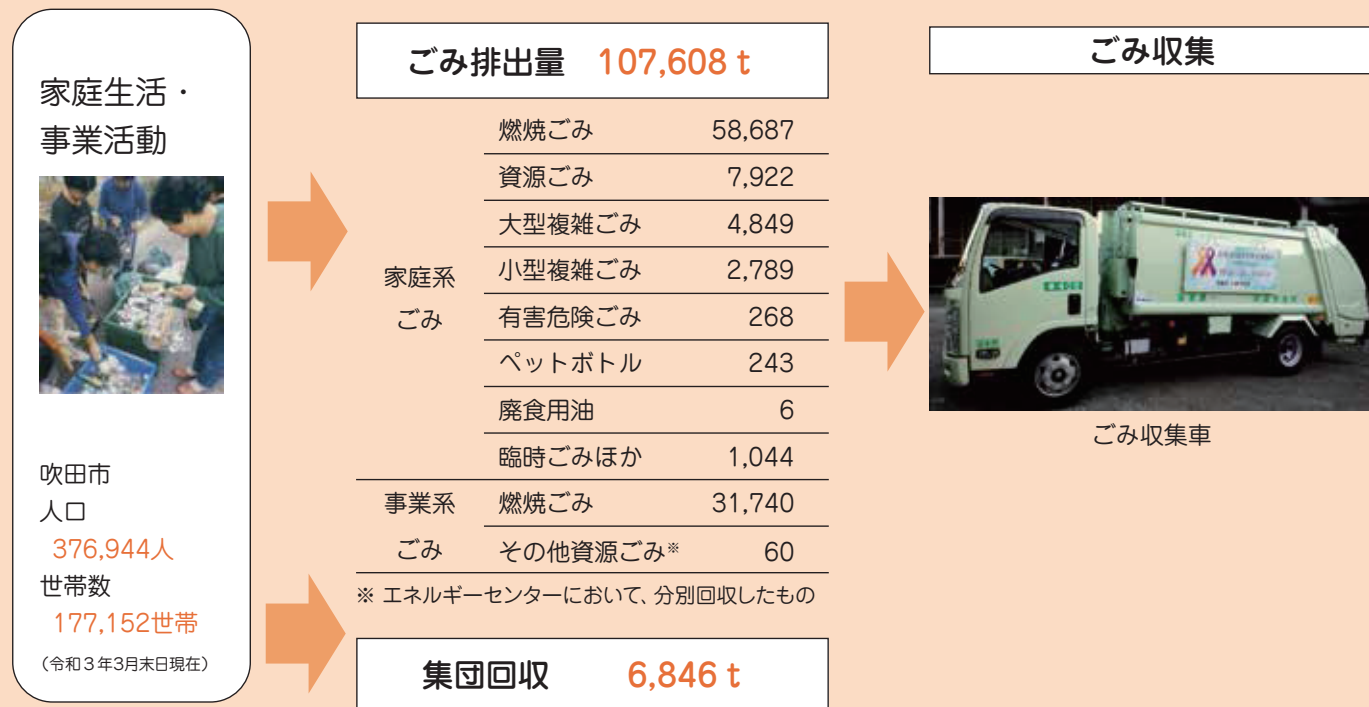
(3) 資源リサイクルセンターでの活動

市民のリサイクル活動を推進する拠点施設として、全国に先駆けて平成4年(1992年)に開設しました。

このセンターは、市民活動・環境学習の場であるだけでなく、市民研究員による研究活動のためのも場でもあります。施設の運営に関しては、指定管

令和2年度(2020年度) ごみの収集、処分、再資源化の状況

(小数点第一位以下四捨五入)



(四捨五入の関係で個々の値の和と計は一致しません。)

理者である公益財団法人千里リサイクルプラザに委

託しています。

(4) すいたエコイベント宣言

すいたエコイベント宣言とは、イベント主催者がごみの減量など環境に配慮した取組を宣言し、イベント参加者に対して環境意識の向上を図る取

組です。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

毎月2 t以上のごみを排出する事業者(多量排出占有者)に対して、事業系一般廃棄物の減量計画を定め、廃棄物管理責任者を選任することを指導しています。さらに、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は排出者である事業者の責任であること

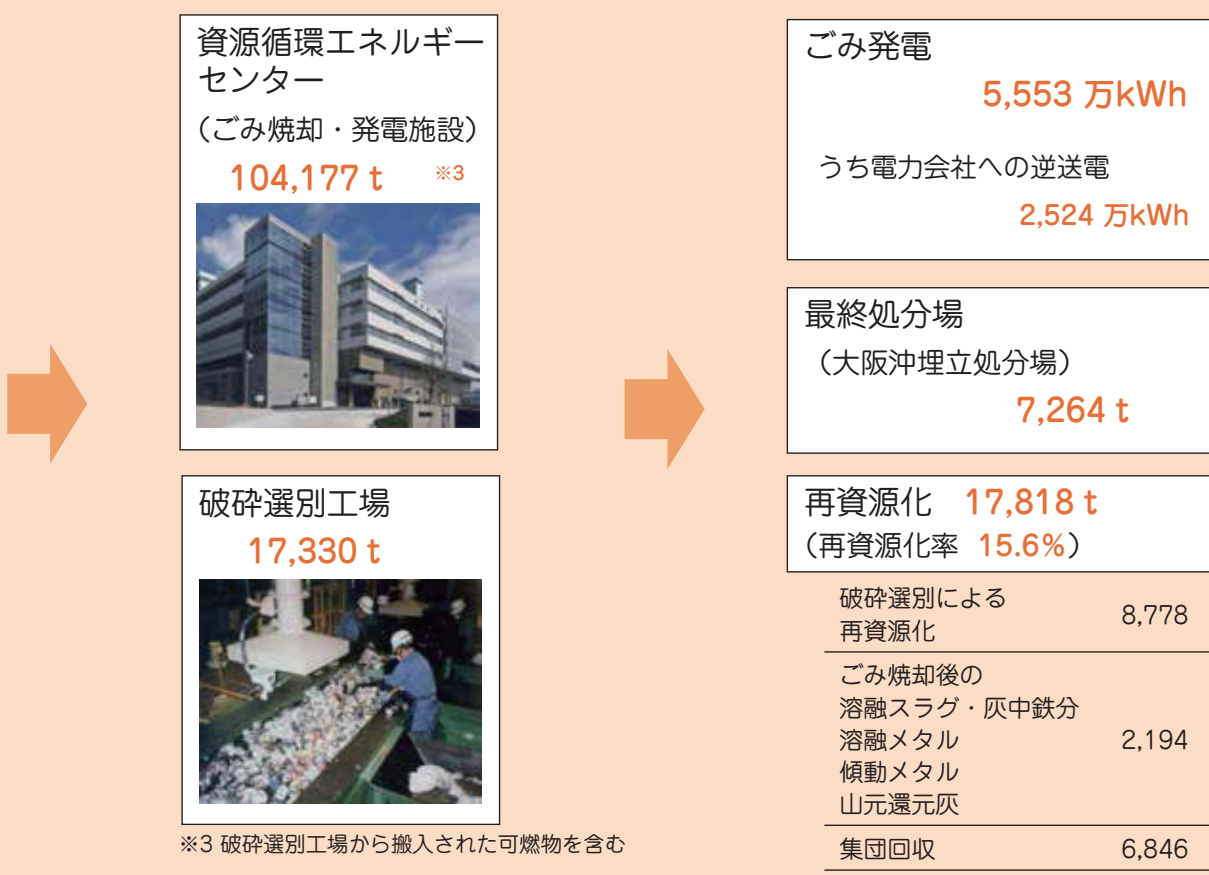
を浸透させるとともに、搬入検査の強化、紙ごみ等の資源化をはじめ搬出管理指導の強化などを行っています。令和2年度(2020年度)は、202事業所に対して指導を行いました。

■ 産業廃棄物

産業廃棄物については、年間1,000 t以上もしくは、特別管理産業廃棄物を年間50 t以上排出する事業者(多量排出事業者)は減量等の処理を計画し実施状況を報告することが義務付けられています。令和2年度(2020年度)は、それらの事業場のうち15事業場に立入検査を実施し、産業廃棄物の減

量やリサイクルの促進等についても指導しています。

また、排出者責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を確保していくための産業廃棄物管理票交付制度に係る報告については、令和2年度(2020年度)実績で1,857件を受理しています。



第3節 生活環境 健康で快適なくらしを支える環境の保全

[1] 環境の状況

我が国の高度経済成長期に特に深刻になった公害問題は、公害防止関連法令による排出規制が行われ、環境保全への企業努力や、優れた公害防止技術の普及により、一定の解決が図られつつあります。

現在課題となっているのは、私たちの日常生活や、事業活動による騒音などの問題です。また、アスベストなど身の回りにある多種多様な化学物質や、都市化の進展によるヒートアイランド現象も、健康で安全な生活環境を保全するうえで課題となっています。

本市は、事業者の法令順守の状況を確認し、公害防止対策の指導・支援を行うとともに、大気や水質などの環境測定を実施しています。

(1) 大気(二酸化窒素)

令和2年度(2020年度)は、4か所全ての測定局で、国の環境基準と市の環境目標を達成しました。

(2) 騒音(一般環境)

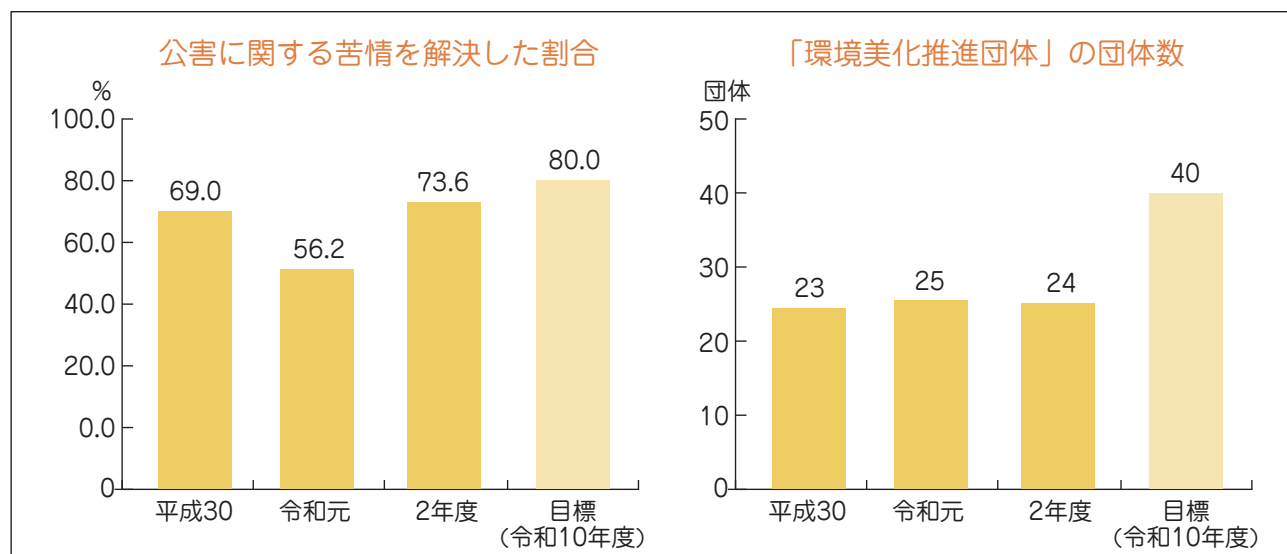
環境目標達成率は、ほぼ横ばいで推移しています。

(3) 水質(河川BOD*)

市内の河川・水路12か所全てで環境目標を達成しました。

* BOD：生物化学的酸素要求量

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
下水処理水の高度処理普及率	63.8%	63.7%	63.6%	100%
環境美化推進重点地区	9地区	9地区	9地区	15地区
熱帯夜日数(5年移動平均値)	32日	33日	35日	29日以下
雨水浸透箇所数累計	311か所	325か所	325か所	452か所
透水性舗装面積累計	73,907㎡	76,377㎡	105,754㎡	103,257㎡

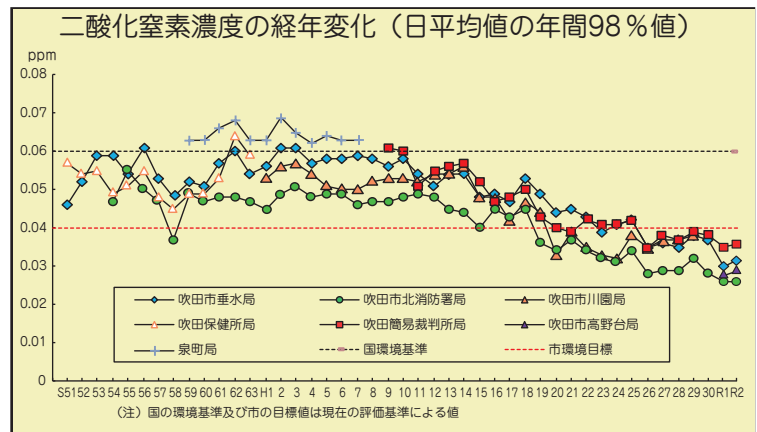
■ 大気汚染の状況

(1) 二酸化窒素

二酸化窒素は、自動車の排出ガスや、工場やビルに設置されているボイラー、廃棄物焼却炉の排出ガスなどに含まれる大気汚染物質のひとつです。

本市は国よりも厳しい基準を、独自に環境目標として設定しています。

大気中の濃度は近年、横ばいで推移しています。令和2年度(2020年度)は、全ての測定局で国の環境基準と市の環境目標を達成しました。

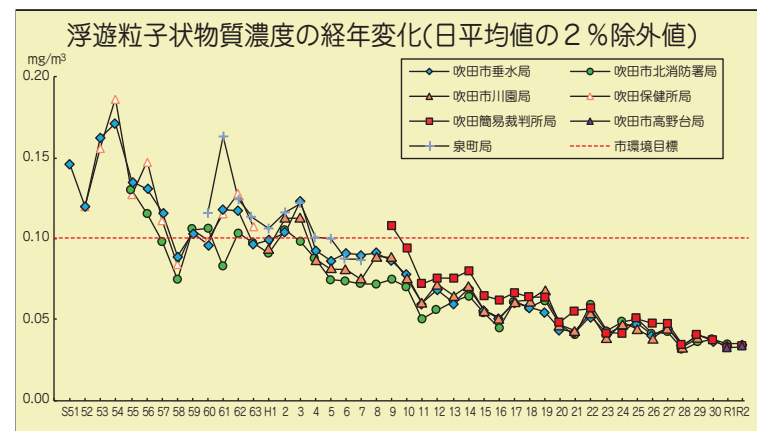


(2) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径10マイクロメートル*以下のものを、浮遊粒子状物質といいます。工場や自動車の排出ガスのほか、土壌粒子や海塩粒子など自然環境によるものも含まれます。

年間平均、日平均値の2%除外値とも全ての測定局で近年、横ばいで推移しています。令和2年度(2020年度)は、全ての測定局で市の環境目標を達成しました。

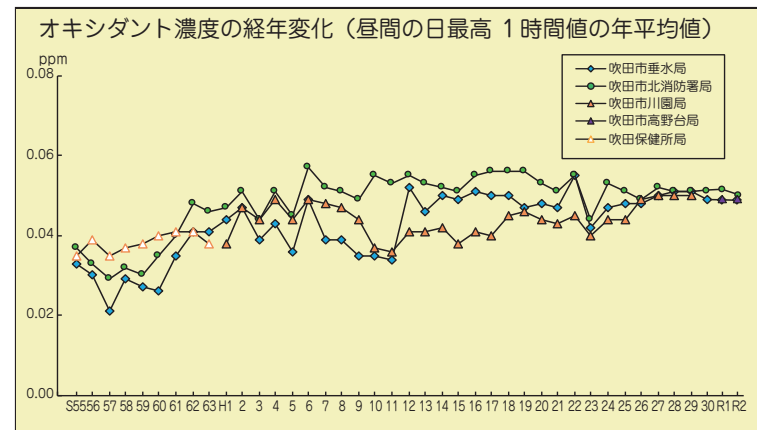
* 1マイクロメートルは、10万分の1メートル



(3) 光化学オキシダント・光化学スモッグ

光化学オキシダントは、複数の大気汚染物質が、大気中で太陽光により化学反応を起こして生成する物質で、光化学スモッグの原因となります。気温や日射量などの気象条件の影響を受けるため、夏期の晴天・無風時に多く発生します。

令和2年度(2020年度)は全ての測定局で市の環境目標を達成できませんでした。また光化学スモッグ予報(0.08ppm以上)は3件発令され、注意報(0.12ppm以上)は3件発令されました。



(4) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質は大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

令和2年度(2020年度)は一般環境測定局と沿

道環境測定局の2か所で測定を行い、両測定局において市の環境目標を達成しました。

環境目標	年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
暫定指針*	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$

* 注意喚起のための目安として暫定的に設定

(5) その他の大気測定項目

本市が環境目標を定めている、二酸化硫黄、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類のほか、国の指針値がある塩化ビニルモノマーなどについて大気環境測定局と測定項目

でも定期的に測定しています。令和2年度(2020年度)は環境目標を定める全ての項目で目標を達成しました。

	吹田市 垂水局 (一般環境)	吹田市 北消防署局 (一般環境)	吹田市 高野台局 (一般環境)	吹田簡易 裁判所局 (沿道環境)
二酸化硫黄		○	○	○
窒素酸化物(二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
微小粒子状物質(PM2.5)		○		○
光化学オキシダント	○	○	○	
一酸化炭素				○
炭化水素(非メタン炭化水素・全炭化水素)		○		○
有害大気汚染物質		○		○
ダイオキシン類		○		○
気象	風向・風速	○	○	○
	温度・湿度	○	○	
	日射量		○	

■ 水質汚濁の状況

(1) 健康項目

健康項目とは、河川や海における水質の環境基準のうち、有害物質についての基準のことです。国が、カドミウム、シアン、水銀など27物質を指定しています。本市は毎年、市内の河川・水路5か所と、ため池14か所の半数ずつを測定しています。

令和2年度(2020年度)は、全ての地点で環境目標を達成しました。

(2) 生活環境項目

生活環境項目とは、河川や海における水質の環境基準のうち、水のきれいさなど生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことです。国が、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)など12項目を指定

■ 地下水汚染

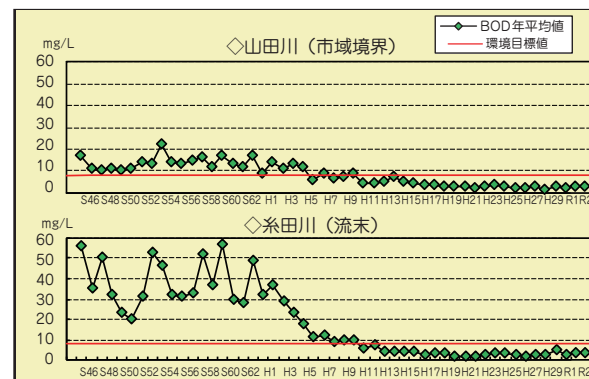
令和2年度(2020年度)は、概況調査を市内の10か所で、過去に汚染があった地下水の調査(継続的な水質監視調査)を7か所で行いました。概況

■ 騒音の状況

(1) 一般環境騒音

市内の50地点を5か年かけて測定しています。全体(50地点)の88%にあたる44地点で、昼夜と

河川の水質(BOD*)の経年変化



* BOD:水の汚れの指標のひとつで、数字が小さいほど水がきれい

しています。本市は、市内の河川・水路12か所と、ため池14か所で測定しています。

令和2年度(2020年度)は、浮遊物質と溶存酸素量については、全ての河川・水路で環境目標を達成しました。

調査では10か所で、継続的な水質監視調査では5か所で環境目標を達成しました。

も環境目標を達成しました。

(2) 道路交通騒音

名神高速道路、中国自動車道、国道423号（新御堂筋）などの幹線道路19路線32地点を5か年かけて測定しています。全体（32地点）の81%にあたる26地点で、昼夜とも環境目標を達成しました。

また、騒音測定値や道路構造などのデータから、幹線道路付近の住居ごとに道路交通騒音の大きさを予測して、環境基準達成状況を評価（面的評価）しました。その結果、昼夜とも環境基準を達成したのは89%（令和2年度（2020年度）調査）でした。

(3) 航空機騒音

令和2年度（2020年度）は、東行き離陸機の影響を受ける江坂町と着陸機の影響を受ける芳野町の2地点で航空機騒音を測定しました。その結果、両地点とも環境目標を達成しました。

(4) 鉄軌道騒音

令和2年度（2020年度）は、JR東海道線、阪急京都線及び千里線沿いの計4か所（各3地点）で鉄軌道騒音を測定しました。4か所（8地点）で環境目標を達成しました。

一般環境騒音の環境目標達成地点数（平成30年度から令和2年度まで）

地域の類型	用途地域	調査地点数	環境目標達成地点数		
			昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼夜とも
A	第1種低層住居専用地域	7	7	7	7
	第1・2種中高層住居専用	25	22	23	22
	小計	32	29 (91%)	30 (94%)	29 (91%)
B	第1・2種住居地域	11	9	9	9
	小計	11	9 (82%)	9 (82%)	9 (82%)
C	近隣商業地域・商業地域	3	3	2	2
	準工業地域・工業地域	4	4	4	4
	小計	7	7 (100%)	6 (86%)	6 (86%)
合計		50	45 (90%)	45 (90%)	44 (88%)

一般環境（道路に面しない地域）での環境目標値は、A地域・B地域は昼間55dB、夜間45dB。C地域は昼間60dB、夜間50dB。

道路交通騒音の環境目標*達成地点数（平成30年度から令和2年度まで）

道路の種類	調査地点数	環境目標達成地点数		
		昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼夜とも
名神高速道路	3	3	3	3
中国自動車道	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0
国道423号（新御堂筋）	5	4	2	2
国道479号（大阪内環状線）	3	1	1	1
府道（12路線）	15	15	15	15
市道（4車線道路：2路線）	2	2	2	2
合計（19路線）	32	29 (91%)	26 (81%)	26 (81%)

* 幹線道路の特例を適用した場合の環境目標（昼間70dB、夜間65dB）の達成状況

[2] 施策

■ 公害防止対策

(1) 工場や事業場等での公害対策

本市は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害防止法令*で規制を受ける工場や事業場に対

しているか確認しています。また、事業者が設備を更新するときには、最新の公害対策を行うよう指

導しています。令和2年度(2020年度)は、立入検査を延べ49回行いました

*大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、吹田市環境の保全等に関する条例

(2) 公害防止協定の締結

本市は、規模の大きな工場や事業場と公害防止協定を締結しています。大気汚染防止(硫酸化合物)に係る公害防止協定は、12工場・事業場と、水

質汚濁防止(生物化学的酸素要求量)に係る公害防止協定は、4工場・事業場と締結しています。

(大気汚染防止) 硫酸化合物に係る公害防止協定締結工場・事業場

工場名	事業場名
アサヒビール(株)吹田工場	学校法人 大阪学院大学
オリエンタル酵母工業(株)大阪工場	国立大学法人 大阪大学
北越コーポレーション(株)大阪工場	学校法人 関西大学
昭和化工(株)本社工場	大日本住友製薬(株)総合研究所
日本製紙パピリア(株)吹田工場	西日本旅客鉄道(株)社員研修センター
山崎製パン(株)大阪第一工場	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部吹田総合車両所

(水質汚濁防止) 生物化学的酸素要求量に係る公害防止協定締結工場・事業場

工場名	事業場名
オリエンタル酵母工業(株)大阪工場	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部吹田総合車両所
北越コーポレーション(株)大阪工場	
山崎製パン(株)大阪第一工場	

(3) 石綿(アスベスト) 飛散防止対策

石綿は、かつて、建築物や工作物に、耐火材や断熱材、防音材などに使われてきました。現在は製造や使用が禁止されていますが、過去に建てられた建築物や工作物の中には、今も使用されているものがあります。これらの解体工事は、令和10年(2028年)頃にピークを迎えると言われており、石綿が工事によって、大気中に飛散しないよう、法令*による規制が行われています。

結果を工事現場に掲示するとともに、石綿があると判明した際は、市への届出(規制対象のもの)、高性能集じん機による負圧条件下での隔離作業などの厳しい作業基準を遵守しなければなりません。

本市は、これらの遵守状況を現地で確認しています。令和2年度(2020年度)は、立入検査や現地調査を94件行いました。

* 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例

工事施工前には、石綿の有無の調査を行い、その

(4) 生活排水対策

本市の公共下水道の普及率は、令和2年度(2020年度)末で99.9%*です。下水道の普及率は高い水準ですが、家庭から汚い生活排水を多量に流してしまうと、下水処理場での処理が難しくな

り、川や海を汚してしまいます。そこで、本市は市報すいたやホームページなどを通じて、水環境保全についての啓発を行っています。

* 人口比での普及率は99.9%、面積比では97.7%

(5) 土壌・地下水汚染対策

土地の所有者等は、有害物質の使用施設を廃止した場合や、一定規模以上の土地を造成したりする際に、過去の土地の利用履歴から土壌汚染のおそれがある場合には、調査を実施する必要があります

ます。本市は、調査の報告を受け、基準値を超過している場合は、法令*に基づき区域指定を行います。

区域指定がされた土地では、健康被害のおそれの有無に応じた対応が必要になります。

令和2年度（2020年度）末時点で、法に基づく形質変更時要届出区域は19か所あり、法に基づく要措置区域はありません。大阪府条例に基づく要

措置管理区域及び要届出管理区域はありません。

* 土壤汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例

要措置区域（法） 要措置管理区域（大阪府条例）	その土地に一般の人が立ち入ることができる場合や、周辺で地下水を飲み水として利用している場合など健康被害のおそれがあると認められるため、盛土、封し込めなどの対策が必要な区域
形質変更時要届出区域（法） 要届出管理区域（大阪府条例）	健康被害のおそれがないと認められ、土地の造成や掘削などの際に届出が必要な区域

（6）南吹田地域の地下水汚染対策

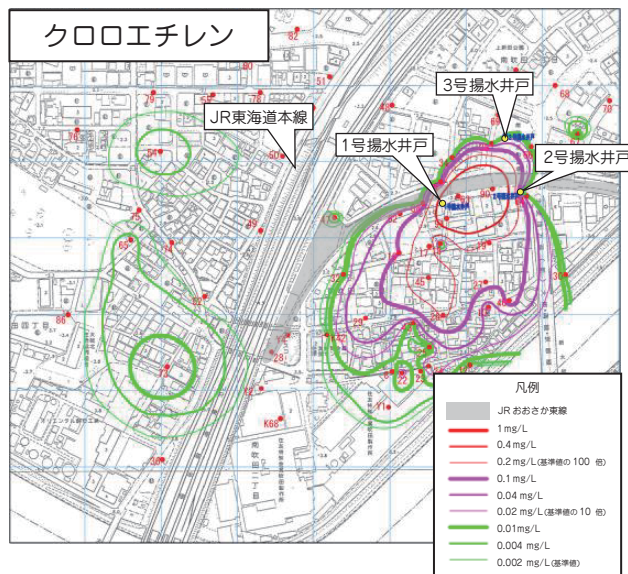
南吹田2丁目及びその周辺地域で確認されている有機塩素化合物による地下水汚染については、定期的に地下水質を測定し、学識経験者の助言を得ながら問題解決に向け、取組を進めています。

高濃度汚染が確認されているJR東海道本線東側について、汚染拡散防止及び浄化を目的に、高濃度

汚染域の1号揚水井戸及びその周辺の2号、3号揚水井戸での対策（汚染地下水の汲み上げ）を進めています。

令和3年3月末時点（累計）で、1,2-ジクロロエチレンを19.6kg、クロロエチレンを12.4kgで回収しました。

【令和3年（2021年）5月の地下水汚染分布図】



注:コンター線は、調査地点での測定結果を基に描いていますが、推定が含まれている部分もあります。

■ 公害苦情の状況

令和2年度（2020年度）に受け付けた公害苦情は124件で、前年度からの繰り越し案件も含めると197件に対応しました。このうち解決したものは

145件（73%）でした。

騒音苦情が最も多く、建物の解体や建設工事が主な原因となっています。

■ 公害健康被害者の救済

国によって定められている公害健康被害補償法の一部改正により、昭和63年（1988年）3月に、第一種地域の指定が解除され、新たに大気汚染の影

響による健康被害者の認定は行われなかったこととなりましたが、指定解除前に申請して認定を受けた既被認定者に対して、各種補償給付の支給や健康

回復保持増進のための各種保健福祉事業を引き続き実施しています。

また、大気汚染の影響による健康被害の予防に

■ 研究施設などにおける環境安全の確保

本市は、バイオ・ライフサイエンス関連の研究機関や大学等が数多く立地する地域特性から、遺伝子組換え施設についての条例を平成6年(1994年)に全国に先駆けて制定しました。平成23年(2011年)には、条例の一部を改正*し、屋外での遺伝子組換え生物等の使用、病原体等や放射性同位元素の取り扱いにも対象を拡げました。

本条例は、事業者が法令に基づく適切な管理を行うのはもちろんのこと、事業者自らが安全管理をするための組織や規程を整備することを求めています。また、事業者が安全管理に関する情報を、市民にわかりやすく発信することにより、市民と

寄与するため、公害健康被害予防事業も実施しています。

の信頼関係を構築し、地域社会と調和する社会的責務を果たすことを求めています。市のホームページから、事業者の安全管理に関する情報を閲覧することができます。

本市は、全ての届出事業者と環境安全協定を締結し、さらなる安全確保に努めています。令和2年度(2020年度)は、立入調査を延べ30回行い、すべての事業所で施設が適正に管理されていることを確認しました。

* 吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例

吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例の対象と規定内容

対象施設	具体例*	条例で規定している主な内容
遺伝子組換え施設等	研究機関での実験 企業での製品開発実験	関係法令の遵守(拡散防止措置など) 安全委員会の設置と届出 国への申請書類の写しの提出 届出や報告書の提出、協定の締結 施設の安全に関する情報発信 など
病原体等取扱施設	試験・研究機関での実験や分析 (病院等での医療行為は除きます。)	関係法令や規程の遵守(安全設備基準など) 安全管理規程の作成と届出 届出や報告書の提出、協定の締結 など
放射性同位元素取扱施設	精密測定機器の使用	関係法令の遵守(基準の遵守など) 国への申請書類の写しの提出 協定の締結 施設の安全に関する情報発信 など

* 具体例は条例が想定しているものであり、実際には市内では行われていないものを含みます。

■ 日照障害・電波障害対策

高さ10メートルを超える中高層建築物は、日照障害や電波障害など、周辺住民の暮らしに影響を与えることがあります。そこで本市は、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対して、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともに、できる限りその軽減に努め

るよう指導しています。

具体的には、電波障害については、共同受信施設の設置等必要な措置を講じること、また、日照障害については、市の条例や要領で定める基準を遵守することはもとより、できる限り影響の軽減に努めるよう指導しています。

■ ヒートアイランド対策

(1) ヒートアイランド対策

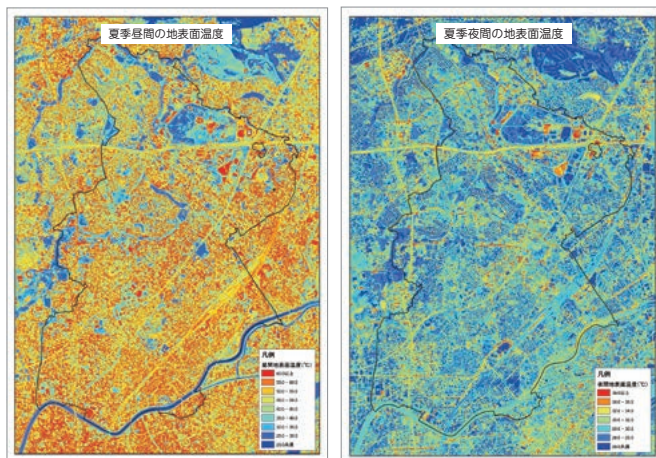
ヒートアイランド現象は、都市化に伴う人工排熱や人工被覆面の増加、水面・緑地の減少などが原因であると言われています。その解消のためには、都市の構造を熱環境の視点で見直すことが必要です。本市は、ヒートアイランド対策を吹田市第3次環境基本計画の施策の柱に位置付けています。

本市は平成23年(2011年)8月の昼夜に、赤外線センサーを搭載した飛行機を用いて、地表面の温度を3mの解像度で熱画像を撮影し、市全域のヒートアイランド現象を把握しました。

開発・建築事業に対して効果的なヒートアイランド対策を誘導す



るため、具体的な緩和策と適応策を示したパンフレットを作成し、環境まちづくりを推進しています。



(2) ドライ型ミスト

市内の旭通商店街と錦通商店街には、ドライ型ミストが設置され、商店街一帯を微細なミスト（濡れを感じない微細な霧）で包み、夏の気温の上昇を抑えています。

緑が少ない中心市街地のヒートアイランド対策となるだけでなく、買い物客は衣服を濡らすことなく快適に買い物を楽しめるため、中心市街地の再活性化にもつなげています。

なお、アーケードの上に設置した太陽光発電パネルの発電容量は、商店街に設置されたものとしては

国内最大(35.34kW)で、生み出された電気は、PRディスプレイやドライ型ミストの稼動に利用しています。また、照明器具を自動調光機能付きの蛍光灯やLED照明に変更して、節電しています。



(3) みどりのカーテン

みどりのカーテンとは、ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外に這わせて、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのことです。

アジェンダ21すいたでは、毎年「みどりのカーテン講座」を開催し、参加者にゴーヤの苗を使って、その育て方を説明しています。令和2年(2020年)の同講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。



■ 環境美化

市民・事業者・行政が連携して、環境美化をより推進していくため、「吹田市環境美化に関する条例」を定めています。

主な内容は、道路等でのポイ捨て禁止、犬のふんの放置禁止、歩行喫煙の禁止などです。また、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区でのポイ捨てを行った者や喫煙を行った者で、市の指導・勧告に従わない違反者に対し、過料徴収を規定しています。

さらに、たばこやごみのポイ捨て禁止等の啓発を広く知っていただくため、環境美化推進員制度を設けています。

現在、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区には、地下鉄江坂駅周辺、JR吹田駅周辺、JR岸辺駅周辺、JR南吹田駅周辺、阪急北千里駅周辺、阪急関大前駅周辺、阪急南千里駅周辺、阪急吹田駅周辺、大阪モノレール万博記念公園駅周辺を指定しています。

第4節 みどり・自然共生 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

[1] 環境の状況

本市のみどりの現況を見ると、市域南部では、比較的小規模なみどりが点在する程度ですが、市境に大規模な水面である神崎川と安威川が流下しています。市域中部では、多くの農地が点在しています。市域北部では、ため池を含む大規模な公園・緑地などのまとったみどりや、千里ニュータウンを始めとする豊かな住宅地のみどりが分布しています。

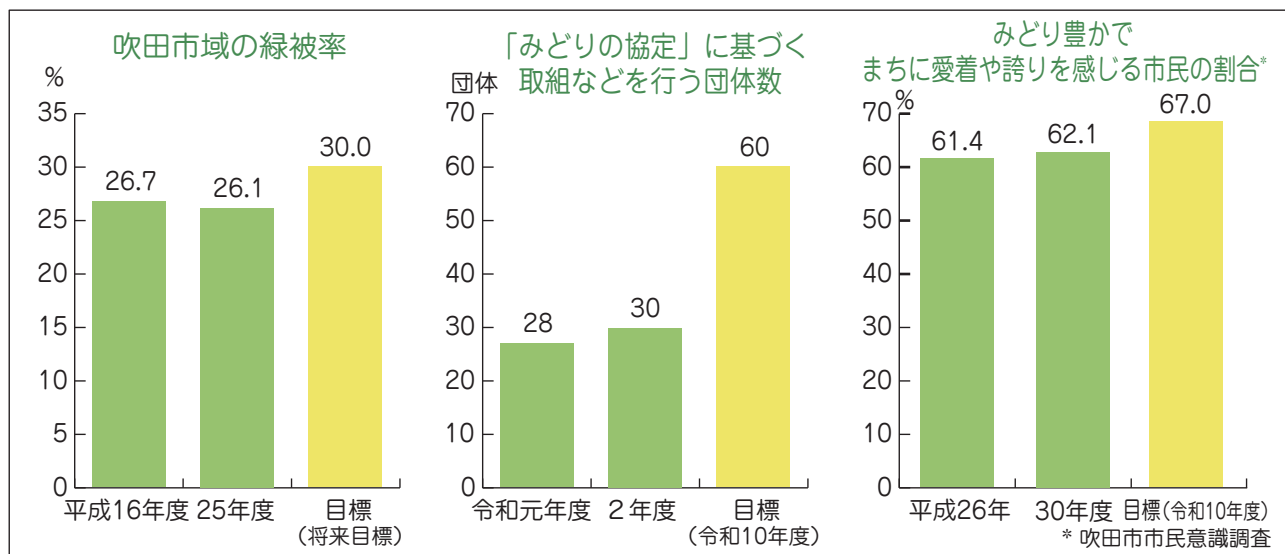
近年、本市ではみどりの面積が減少しており、平成21年(2009年)から平成26年(2014年)までの5年間における減少量は、平成5年(1993年)から平成21年(2009年)までの16年間の減少量の約1.6倍に匹敵しています。これは、マンションや戸建住宅などの宅地開発に伴って、既存のみどりが失われていることが

大きな要因となっています。

みどりには、様々な役割があります。例えば、多様な生き物の生息・生育の場となっており、生態系を保全する機能があります。また、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に寄与し、蒸発散作用により夏の気温を下げ、ヒートアイランド現象を緩和する機能があります。さらに、みどりとのふれあいによる心身のリフレッシュや、散策や運動などのレクリエーションを通じた健康づくりを実現することもできます。都市におけるみどりは、快適で美しい景観をつくれます。また、災害時の安全性を高めます。

このようなみどりを保全し、心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりのまちづくりを進めていくために、市民、事業者、行政による連携・協働の取組を進めていきます。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
市域面積に対する緑地面積の割合	15.4% (平成26年度実績)	15.4% (平成26年度実績)	15.4% (平成26年度実績)	20% (将来目標)
市民1人当たりに対する都市公園面積	8.8㎡	8.7㎡	8.6㎡	10㎡ (将来目標)
緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数	96団体	101団体	91団体	120団体

[2] 施策

■ 自然環境調査「すいたの自然2011」

本市は、平成22年度（2010年度）から2年かけて、自然環境の現況を調査し、平成24年（2012年）3月に「すいたの自然2011」としてとりまとめました。

調査の結果、156科1089種の植物を確認しました。また、航空写真と現地調査により、市域の植物の分布図（現存相観植生図）を作成しました。これは、樹林や草地の種類別に分布状況を示したものです。

本市の「みどり」は、人の営みにより維持されてきた農地・竹林や、まちづくりにより造られた公園・街路樹などがほとんどですが、本市にとっては、これらが貴重な自然環境となっています。

また、令和2年度（2020年度）から「（仮称）すいたの自然2021」としてまとめるため、市内の動植物の生息・生育状況などの自然環境調査を開始しました。



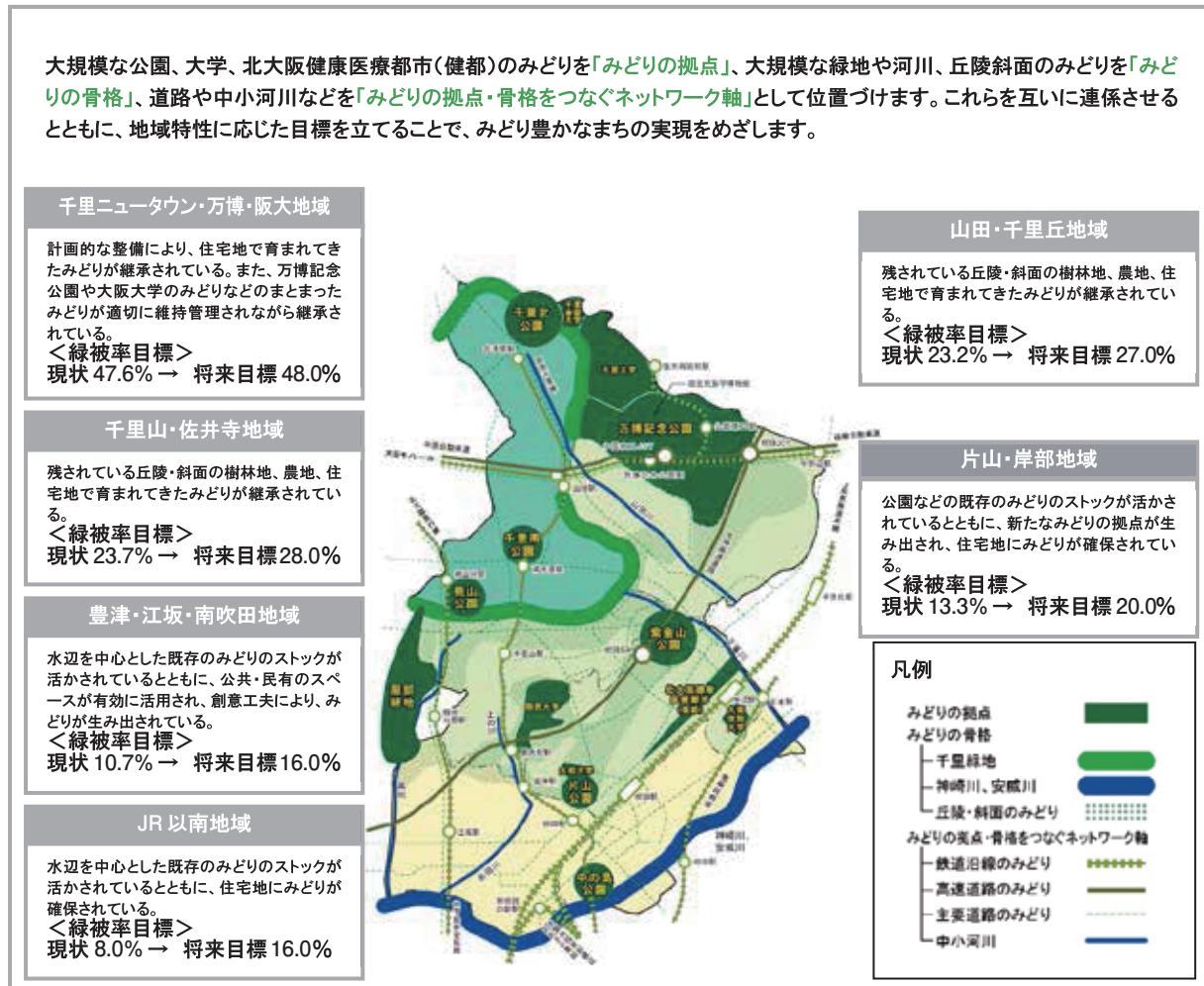
■ 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

本市では、市内の緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的・計画的に行うため、都市緑地法に基づく「みどりの基本計画」を策定しています。平成28年（2016年）8月には、第2次計画の策定から5年が経過したことから、社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて改訂を行いました。

本計画で定めたみどりの将来像の実現に向けて、「心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市すいた」という基本理念のもと、4つの基本方針に基づき、みどりのまちづくりに取り組んでいます。

みどりの将来像と緑被率目標

大規模な公園、大学、北大阪健康医療都市（健都）のみどりを「みどりの拠点」、大規模な緑地や河川、丘陵斜面のみどりを「みどりの骨格」、道路や中小河川などを「みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸」として位置づけます。これらを互いに連係させるとともに、地域特性に応じた目標を立てることで、みどり豊かなまちの実現をめざします。



基本方針

基本方針 1 みどりを継承する	今ある民有地のみどりを次世代へ継承する 今ある公共のみどりを次世代へ継承する
基本方針 2 みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す 地域に応じたみどりの拠点をつくる
基本方針 3 みどりを活かす	生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める 今ある公園・緑地を充実する 人と地域を育む場としてみどりを活かす
基本方針 4 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	市民参画・協働を支える仕組みをつくる 市民参画・協働による取組を進める

■ 都市公園・緑地

本市の都市公園は、令和3年(2021年)3月末現在、140か所327.39haです。市民一人当たりの公園面積は、8.6m²です。一部の都市公園・緑地では、自然環境を保全するための市民活動が展開さ

自然環境保全活動が行われている代表的な都市公園・緑地

公園・緑地名	象徴的な生き物 又は代表的な自然環境	活動団体
紫金山公園	コバノミツバツツジ	紫金山みどりの会
千里第4緑地	ヒメボタル、里山林、竹林	吹田みどりの会、竹林友の会
桃山公園・千里第7緑地	竹林	千里竹の会、すいた環境学習協会
千里第2緑地	里山林	すいた環境学習協会

■ 保護樹木・保護樹林

本市は、幹周りが2m以上などの基準を満たす古木、大木や樹林について、所有者・管理者の同意を得て、保護樹木・保護樹林に指定しています。令

和3年(2021年)3月末現在、保護樹木は50本、保護樹林は3か所です。

■ 森林整備計画と森林病虫害等防除

本市は、森林法に基づき、「吹田市森林整備計画」を策定し、森林整備の方法に関する事項、森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項等を定め、当該保安林の自然環境の保全や、風致・景観の維持向上に配慮し積極的な保全整備に努めるものとしています。

市内3か所(伊射奈岐神社風致保安林及びその

周辺森林、垂水神社風致保安林及びその周辺森林、素盞烏尊神社風致保安林及びその周辺森林)にある森林では、近年ナラ枯れ(カシノナガキクイムシが媒介する菌による枯死)が発生しており、多くの大径木が枯死又は枯死の危険性があることが確認されたため、本計画及び森林病虫害等防除法に基づき防除作業を進めています。

■ 生物多様性の啓発

本市は、定期的に市内の動植物の生息・生育状況を調査し、自然環境の現況を把握するとともに、市役所本庁舎など2つの公共施設に在来の水生生物の水槽「まちなか水族館」を展示することなどにより、水辺の環境保全の大切さを通じて、生物多様性の保全、啓発を行っています。

平成28年(2016年)に、環境省の公募事業へ参画したことを契機として、本市は能勢町とともに森里川海の適正な管理と活用による「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めています。平成30年(2018年)3月に設立した能勢の里山活力創造推進協議会において、令和元年(2019年)8月に「里山DAYCAMP in NOSE」、10月に「収穫体験&自然観察会 in 能勢」を開催しました。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイ

ルス感染症の影響により中止となりました。両市町間の連携をより具体的なものにするために、「吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議」を令和元年(2019年)5月に設置し、公共施設における能勢町産等木材の利用推進に向けた検討を進めています。

生物多様性の啓発を進めるため、生物多様性の現状や吹田市の生物多様性について分かりやすく平易な内容で解説した冊子:「いろいろな生きものがいてよかった～生物多様性と私たち～」を平成29年度(2017年度)に作成しました。



第5節 都市環境 快適な都市環境の創造

[1] 環境の状況

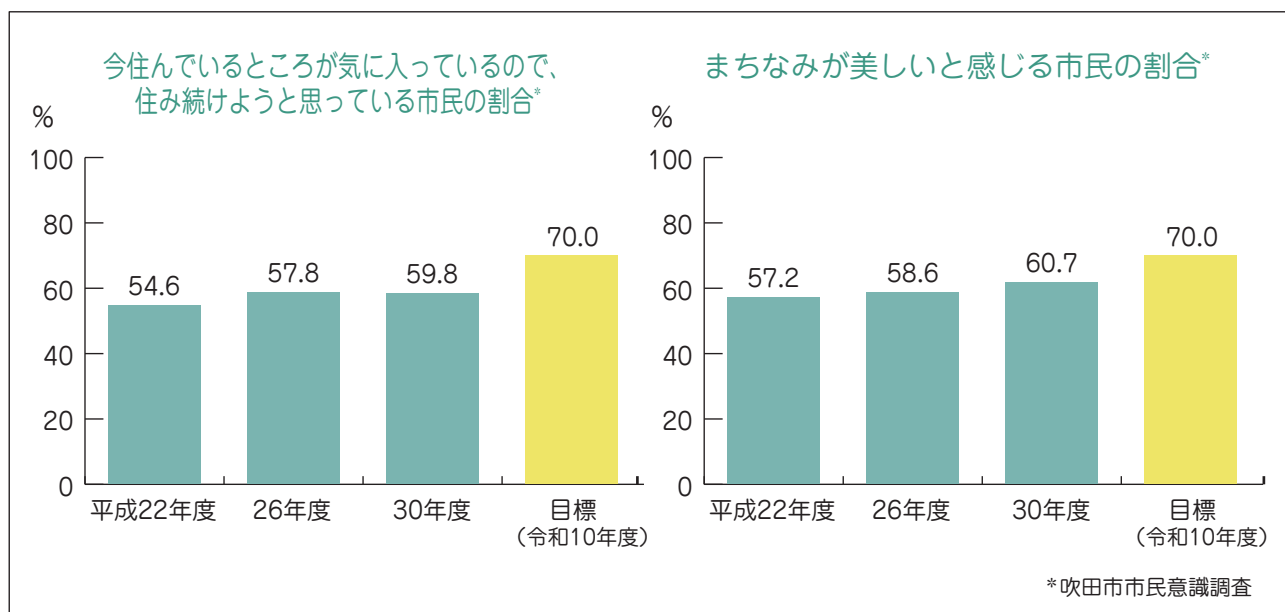
全ての市民が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を確保することが必要です。このような環境を基盤においたまちづくりの考え方を、本市では「環境まちづくり」と呼んでいます。特に、長期的にまちの環境を左右する都市開発には、「環境まちづくり」が重要となります。

本市は、都市計画に関する制度、良好な景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続などの活用による開発事業

の誘導や、自動車に過度に依存しない交通環境の整備などにより、低炭素社会の構築を見据えた、より快適で美しいまちなみが創造されるよう取り組んでいます。

4年に1度実施している市民意識調査において、まちなみが美しいと感じる市民の割合は、平成30年度(2018年度)調査時点で60.7%となっており、平成22年度(2010年度)調査時点の57.2%から増加しています。今後もその割合が増加するよう、取組を継続します。

代表指数の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
鉄道・バスなどの公共交通網の 便利さに満足している市民の割合 <small>(平成30年度吹田市市民意識調査) (平成30年度吹田市市民意識調査) (平成30年度吹田市市民意識調査)</small>	58.5%	58.5%	58.5%	60%
コミュニティバス1便当たりの乗車人数	19.0人	19.1人	15.9人	→
バリアフリー重点整備地区内の主要な 生活関連経路など整備延長	9.1km	9.9km	13.3km	17km

[2] 施策

■ 景観

(1) 景観

「景観」は風景や景色といった意味ですが、「まちの景観」というと、先人がつくりあげてきた歴史や文化、今の私たちの暮らし方、世の中のくらしを保つためのルールなど、様々なものが合わさってできるものです。

そこで本市では、「景観」を次のように定義しています。

- ・人の目で眺め、心にきざむ風景のこと

- ・自然・時間・デザインがつくり、はぐくむもの
- ・全体としての調和と地域らしさ
- ・市民共有の資産
- ・人間活動の総合的表現

景観に対する愛着や想いは、長い時間をかけて少しずつ積み重ねられていくものであるため、長期的な視点で、景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ことが大切です。

(2) 吹田市景観まちづくり条例

市民、事業者、専門家等及び市の相互の協働により、景観まちづくりを進めるため、吹田市景観まち

づくり条例を制定し、平成21年（2009年）4月から施行しています。

景観まちづくり制度の主な内容

景観計画区域	本市全域を景観法の景観計画区域に指定しています。一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、よう壁などの工作物、お店の看板などの屋外広告物などを計画する際には、市との事前協議や届出が必要です。
景観形成地区	特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いたうえで、指定します。建築物のデザインや色彩、敷地のしつらえなど地域の特性に合わせた基準を定めることができます。 令和3年（2021年）3月末現在、28地区、約109.0haを指定しています。
景観配慮地区	景観上良好な特性を有する地域や景観に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定します。地区特有の基準を定めることができます。 令和3年（2021年）3月末現在、指定した地区はありません。
景観協定	建築物のデザインなどきめ細かなルールについて、土地所有者が締結する協定で、市が認可します。 令和3年（2021年）3月末現在、認可した協定はありません。
景観重要建造物 景観重要樹木	良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を所有者の同意のもと指定します。 令和3年（2021年）3月末現在、指定したものはありません。
景観まちづくり 活動団体	景観まちづくりに自主的に取り組むために、市民が設立した団体を、市が認定します。認定を受けた団体は、専門家のアドバイスなどの支援を受けることができます。 令和3年（2021年）3月末現在、認定した団体はありません。

■ 交通環境対策

(1) 公共交通の利用促進

本市の公共交通は、鉄道・モノレールや路線バスなどが充実し、広域交通の利便性に優れています。快適な都市環境と低炭素社会を実現するために、公共交通の利用促進をはじめとする交通環境対策は、吹田市第3次環境基本計画の施策の柱のひとつとしています。

本市は、公共交通の利便性向上、効率的・効果的な交通サービスの提供を目的として、「吹田市地域公共交通総合連携計画」（平成22年（2010年）3月策定）にて以下に示す目標を掲げ、市内公共交通事業者と連携した取組を進めています。

基本方針 「公共交通をもっと身近に、もっと便利に、もっとやさしく」

目標	施策メニュー	事業内容
公共交通空白地の解消	バスの運行見直し	既存バスの路線見直しによる公共交通空白地の解消 定時性・速達性を向上させるための運行経路の見直し
	乗合交通の導入	最寄り駅や主要施設へのアクセスと地区内循環を主とした乗合交通の導入
公共交通の利用環境の質的向上	バス停の使いやすさの向上	誰もが使いやすいバス停施設の整備
		地域主体で取り組むバス停の利用環境改善に向けた仕組みづくり
公共交通へのアクセシビリティの向上	鉄道・モノレールとバス・タクシーの乗り換えやすさの向上	交通結節点における乗り換え支援施設の整備
		ICカードを利用した乗り換え利便性の向上
公共交通の情報提供の充実	公共交通マップによる情報提供	公共交通マップの作成 マップの継続的な配布
	インターネットによる情報提供	インターネットによる情報提供の拡充
地球環境問題への対応	公共交通の利用促進	路線図、時刻表の配布場所の拡大
		市民の身近なイベントでのPR 教育機関との連携

(2) コミュニティバス（愛称「すいすいバス」）

本市では、鉄道や路線バスなどの公共交通が不便で、鉄道駅から高低差があり移動が困難な地域における高齢者等の移動手段の確保等を目的として、平成18年（2006年）12月から千里丘地区でコミュニティバスを運行しています。

なお、運行当初から長年走り続けたバスも老朽化のため、平成28年（2016年）4月より、低燃費で環境にやさしい新型バス3両を導入し、坂道が多い住宅地での排出ガス低減を図ることで、大気環境の改善に努めます。



(3) 公共交通マップ

本市は、市民が公共交通を利用しやすくするため、交通事業者間の連携により、市内のバス・鉄道・モノレールなどの情報を掲載した「吹田市公共交通マップ」を2011年版から毎年作成しています。このマップには、主なバス路線や乗り場案内、バスの乗り方や便利カードについての説明、鉄道駅間の所要時間・運賃、自転車駐車場の情報などが掲載されています。



(4) 交通バリアフリー

本市は、バリアフリー新法及び交通バリアフリー法*に基づき、平成13年度(2001年度)から、順次、関係事業者と協力しながら、駅とその周辺でエレベーターや段差のない通路などを整備しています。

本市と豊中市の市境にある北大阪急行桃山台駅での交通バリアフリー化にあたっては、両市が共同で基本構想を作成し、事業者と協議して駅舎やエレベーター・通路等を整備して、周辺住宅地への段差のないルートを確認しました。この取組により、北大阪

急行電鉄(株)、豊中市、吹田市が連名で「第4回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を、平成23年(2011年)1月に受賞しました。

*「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

基本構想策定	整備期間	地区	駅
平成15年4月 (2003年)	平成15年度～	江坂地区	大阪メトロ・北大阪急行江坂駅
		山田地区	阪急山田駅、モノレール山田駅
		吹田・豊津地区	阪急豊津駅、吹田駅、JR吹田駅
平成18年3月 (2006年)	平成18年度～	桃山台地区	北大阪急行桃山台駅
平成18年12月 (2006年)	平成18年度～	千里山・関大前地区	阪急千里山駅、関大前駅
		南千里地区	阪急南千里駅
平成20年3月 (2008年)	平成20年度～	岸部地区	JR岸辺駅
		北千里地区	阪急北千里駅
		万博公園周辺地区	モノレール万博記念公園駅、公園東口駅
平成30年3月 (2018年)	平成30年度～	南吹田地区	JR南吹田駅

■ 環境まちづくり

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、工場の建設や大規模開発などの事業を実施する場合に、事業者自らが環境への取組を行うための制度です。

本市は平成10年（1998年）10月から、吹田市環境影響評価条例に基づいて、この制度を実施しています。独自の環境影響評価制度の実効性をより向上させ、市民にとってわかりやすく、事業者にとって取り組みやすい制度へと改正し、名称も、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」に変更して、平成24年（2012年）4月1日から施行しています。

対象としている事業は、道路、鉄道、住宅団地、商業施設など規模の大きい10種類の事業です。

事業者が環境影響評価を行うにあたっては、まずは地域の環境を十分に調査し、事業の実施による環境への影響を予測します。その予測結果が自ら掲げた環境保全目標と整合するかを評価します。これらの資料は公開され、事業計画の内容や環境影響評価の一連の検討過程について、環境のことを配慮したものになっているか、誰でも意見を出すことができます。市長は専門家からなる環境影響評価審査会の意見と、住民意見を踏まえて、事業者に意見を出します。事業者はこれを受けて事業を行ううえでの環境への取組内容を決定します。

吹田市環境影響評価条例の適用を受けた事業（平成10年10月から平成24年3月まで）

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監視 終了日*2
			開始日*1	終了日*1	
(仮称)吹田貨物ターミナル駅建設事業	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄精算事業西日本支社	鉄道の建設	平成11年 12月27日	平成17年 11月30日	平成26年 6月27日
(仮称)山田西阪急ビル建設事業	阪急電鉄(株)	大規模小売店舗の建設	平成12年 1月17日	平成14年 3月6日	平成17年 1月31日
吹田東部拠点土地区画整理事業	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	土地区画整理事業	平成18年 8月30日	平成20年 4月30日	平成28年 6月30日
(仮称)吹田千里丘計画	関電不動産開発(株)、東京建物(株) 新日鉄興和不動産(株)、(株)大京	住宅団地の建設	平成19年 6月20日	平成22年 3月25日	
	社会福祉法人 博光福祉会				
	(株)長谷工コーポレーション				
	(株)link works、(株)情報企画				
	吹田市				

*1 表中の環境影響評価の開始日は実施計画書の受理日を、終了日は評価書又は報告書の受理日を示す。

*2 表中の事後監視の終了日は事後監視報告書の受理日を示す。

吹田市環境まちづくり影響評価条例の適用を受けた事業（平成24年4月以降）

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後調査 終了日*2
			開始日*1	終了日*1	
(仮称)吹田市立スタジアム建設事業	スタジアム建設募金団体	運動・レジャー施設の建設	平成24年 4月2日	平成25年 9月3日	令和元年 7月16日
(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発事業	三井不動産株式会社	商業施設の建設	平成24年 6月21日	平成25年 12月27日	平成30年 11月20日
(仮称)吹田円山町開発事業	大林新屋和不動産	住宅団地の建設	平成27年 10月29日	平成29年 6月12日	
(仮称)SVH千里丘新築工事	株式会社LIXILピバ	商業施設の建設	平成30年 8月10日	令和2年 8月7日	
佐井寺西土地区画整理事業	吹田市	開発行為	令和元年 5月22日	令和3年 10月8日	
(仮称)吹田藤白台5丁目計画	株式会社日本エスコン 中電不動産株式会社	住宅団地の建設	令和2年 4月22日		

*1 表中の環境影響評価の開始日は提案書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

*2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

大阪府環境影響評価条例の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後調査 終了日*2
			開始日*1	終了日*1	
大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業	大阪外環状鉄道(株)	鉄道の建設	平成12年 12月19日	平成21年 8月31日	令和2年 12月9日
吹田市北工場建替事業	吹田市	一般廃棄物 処理施設の設置	平成15年 2月18日	事業廃止 (事業規模縮小により、府条例の対象外となったため)	

*1 表中の環境影響評価の開始日は方法書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

*2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

環境影響評価法の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価	
			開始日*1	終了日*1
北陸新幹線(敦賀・新大阪間)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	新幹線鉄道の建設	令和元年 5月31日	

*1 表中の環境影響評価の開始日は配慮書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

(2) 環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】

低炭素社会を構築するためには、再生可能エネルギーの導入や、断熱性能の高いエコな住宅や建築物の普及が必要です。そのためには、開発や建築事業において、十分な環境配慮に取り組むことが求められています。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】とは、開発・建築等を行う事業者が事業の構想段階で検討すべき環境への取組事項を示すもので

す。吹田市開発事業の手続等に関する条例(すまいる条例)の大規模開発事業者に該当する者は、同条例に基づき届出が必要です。事業者が実施・検討するとして届け出た環境取組の内容は、市のホームページで見ることができます。なお、取組事項の見直しを行い、令和3年(2021年)6月に令和3年度版に改正しました。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】(令和3年度版)取組事項の概要

工事中の 取組 54項目	大気汚染や騒音などの公害防止	建設機械・工事関連車両・工事方法	37項目
	地域の安心安全	警備員の配置、交通安全、防犯など	5項目
	環境に配慮した製品及び工法	省エネルギー機器の採用、廃棄物・建設発生土削減	3項目
	快適な環境づくり	景観・周辺の環境美化など	5項目
	地域との調和	工事説明・苦情対応・周辺の施設への配慮など	5項目
設備・ 施設等の 取組 45項目	地球温暖化対策	建築物の環境配慮制度など	11項目
	ヒートアイランド対策	高反射率塗料の塗布など	2項目
	自然環境・みどり	既存樹木の活用、屋上緑化など	8項目
	水循環	雨水利用、雨水浸透など	3項目
	地域の生活環境	大気・騒音・振動・日照阻害対策など	13項目
	景観	景観形成、屋外広告物など	6項目
	安心安全	災害時対策設備、防犯設備など	7項目

文化財

文化財は、現在および将来の人々の文化の礎となる、国民共有の財産です。歴史的・文化的環境を次の世代に引き継ぐことは、持続可能な社会のために、現在の私たちに課せられた務めだといえます。

本市は、吹田市文化財保護条例で歴史、芸術又は

学術などの観点から重要なものを文化財として指定・登録しています。また国や大阪府が指定した文化財についても、一般公開や博物館での解説を通じて、その大切さの理解を広めています。

文化財指定(登録)状況 (令和3年(2021年)3月末現在)

文化財保護法		大阪府文化財保護条例		吹田市文化財保護条例	
史跡	2	有形文化財	7	有形文化財	9
重要文化財	4	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	7
重要有形民俗文化財	2	無形文化財	1	無形民俗文化財	1
重要無形文化財	2	史跡	1	天然記念物	1
登録有形文化財	28			地域有形文化財	1
登録記念物	2			地域有形民俗文化財	1
				地域無形民俗文化財	4

第4章 環境基本計画に基づく進行管理

本市は、吹田市第3次環境基本計画に基づいて環境施策の進行管理を行っています。年度ごとに施策の取組実績と目標の達成状況をとりまとめ、環境審

議会に報告しています。

審議会での審議や評価を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。

吹田市環境審議会

吹田市環境審議会は、吹田市環境基本条例に基づき設置される市長の附属機関です。環境審議会は、環境基本計画に関することや環境施策の重要事項などについて審議します。

審議会は誰でも傍聴することができ、議事概要と資料はホームページや市の窓口で閲覧できます。

委員構成（23人）令和3年（2021年）7月現在

学識経験者	8人
市議会議員	6人
事業者	2人
公募市民	2人
市内の公共的団体等の代表者	5人

環境審議会による評価

令和2年度（2020年度）の環境施策の実績について評価するため、令和3年（2021年）8月10日に環境審議会が開催されました。重点戦略と分野別目

標ごとに取組実績、指標の達成状況に対して意見が交わされ、以下の評価をしました。

重点戦略

- ①環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みを「はぐくむ」
市民への取組については、学校での環境教育（エコスクール活動簿、ピオトップ、学校農園等）、市民、事業者、行政の3者協働組織である「アジェンダ21すいた」等の団体との連携による啓発活動（すいたクールアースウィーク、すいた環境教育フェスタ等）、公民館での地域における環境教育等が進められています。エコスクール活動簿の評価が21点以上の学校数及び環境イベント参加者数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年通りの取組を行うことができなかったことから、減少しています。
事業者への取組については、エコアクション21認証取得事業補助金による環境マネジメントシステムの導入促進が進められています。また、環境まちづくり影響評価条例や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】に基づく事業者への働きかけも進められています。
環境を中心とした多様な主体とのつながりの構築に向けては、「アジェンダ21すいた」と連携による協働取組の推進、能勢町との連携による木材利用推進等の取組が進められています。その結果、「アジェンダ21すいた」の事業者会員数及び地域材使用量が増加しています。
今後も、持続可能な社会に貢献する人材・事業者をはぐくむために、ライフスタイル及びビジネススタイルの転換に向けた取組を市民・事業者・市民団体の連携の下、推進していく必要があります。
- ②良好な環境を「まもる」
未来につながる環境を「まもる」視点から、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や市民向け電力グループ購入事業をはじめとした再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入拡大に向けた取組が進められています。その結果、市域の年間エネルギー消費量は減少しました。
ごみ排出量については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅時間が増加したことから、家庭系ごみは増加しました。一方で、事業系ごみについては、休業等の増加により減少して

います。これらの結果として、市民1人当たりのごみ排出量が減少しましたが、一旦減少したごみ排出量がリバウンドしないよう、ライフスタイルやビジネススタイルの変化に向けて、市民・事業者と連携して進めていく必要があります。

市民にとつての憩いの空間を「まもる」視点から、公園・緑地の整備や特定外来生物の防除等の取組が進められています。一方、生物多様性保全イベント参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となったものが多かったことから、減少しています。また、生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合についても前回調査と比べ減少していました。生物多様性に関する啓発活動やイベント等の実施により、生物多様性に対する関心を高めるとともに、生物多様性に関して学べる場づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

今後も、良好な環境を「まもる」ための取組を進めていく必要があります。

③気候変動による影響に「そなえる」

気候変動による大規模災害に「そなえる」視点から、防災意識向上に向けた取組や応急給水体制の強化・雨水管路整備等のインフラ面での取組が進められています。その結果、連合自治会単位での自主防災組織の結成率については増加しました。一方で、雨水排水施設の整備率については横ばいとなっています。

ヒートアイランド現象に「そなえる」視点から、透水性舗装の整備や高反射率塗料の導入等の取組が進められています。その結果、透水性舗装面積については目標値を達成しました。また、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP) や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続を活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。

今後も、気候変動への適応の観点から、気候変動による大規模災害やヒートアイランド現象に「そなえる」ための取組を進めていく必要があります。

1 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換

最新の平成30年度（2018年度）のエネルギー消費量については、節エネルギー・省エネルギーを推進する様々な取組の結果、低炭素型のビジネススタイルが広まり、業務部門の消費量が減少しました。一方で家庭部門においては低炭素型のライフスタイルが徐々に広まっているものの、暑夏となった気候の状況もあり、横ばいとなっています。産業部門についても同様に横ばいとなっています。これらの結果、市域全体のエネルギー消費量は減少しました。温室効果ガスの排出量については、エネルギー消費量の減少に加え、電気の排出係数も減少したことにより、減少しています。しかしながら、特に家庭部門・業務部門における取組の強化なしには目標達成が極めて困難なことから、限られたエネルギー資源の中での節エネルギーの推進や、LED照明等の省エネルギー機器の導入など、家庭でのライフスタイルや事業活動でのビジネススタイルの転換を強化する必要があります。

また、令和2年度（2020年度）は、公共施設への再生可能エネ

ルギー及び設備の導入や市民向け電力グループ購入事業をはじめとした再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入拡大に向けた取組が進められています。

今後、これらの取組を更に展開するとともに、市域における再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー機器等への更新・導入及び住宅の断熱化を進めるなど、低炭素社会への転換を目指し、取組を加速させる必要があります。とりわけ市域で最もエネルギー消費量の割合が大きい家庭部門の削減を進めるためには、公共施設において、率先して再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の更新・導入を進め、その成果やノウハウを市民へ情報提供することで、導入促進を図る必要があります。

更なる取組の強化に向けて、令和3年（2021年）2月に策定した「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」に定めた施策を、市民・事業者と連携しながら、積極的に取り組んでいく必要があります。

2 資源を大切に作る社会システムの形成

令和2年度（2020年度）のごみの排出量については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅時間が増加したことから、家庭系ごみは増加しました。一方で、事業系ごみについては、休業等の増加により減少しています。これらの結果、市民1人当たりのごみ排出量については減少しました。同様の理由により、燃焼ごみの年間搬入量についても減少しています。リサイクル率については若干増加しています。また、市民の身近な環境活動の1つであるマイバッグの持参率については、北摂7市3町と食品スーパーとによるレジ袋無料配布中止を趣旨とする協定に加え、令和2年（2020年）7月から国全体としてレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）されたことから、市民にマイバッグ持参習慣が定着したことにより、目標値である80%を達成しています。持参率をさらに向上させるために、引き続き取組を強化していく

必要があります。また、食品ロスの削減などのごみ削減啓発活動として、フードドライブの取組を開始しました。

全体としては改善傾向にあるものの、目標値未達成の指標については、取組の強化が必要であることから、平成29年（2017年）3月に改訂された「吹田市一般廃棄物処理基本計画（後期改訂版）」に基づき、更なる市民・事業者の意識の向上及び環境に配慮した行動への誘導を図る必要があります。具体的には、食品ロスの削減、廃棄物減量等推進員制度の活用による雑がみ等の資源ごみの分別排出の徹底、再生資源集団回収の活性化、溶融スラグの資源化促進、多量排出を行う事業者への指導・啓発の充実、使い捨てプラスチックごみの削減等の取組を進めていく必要があります。

3 健康で快適な暮らしを支える環境の保全

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。令和2年度（2020年度）の公害に関する苦情を解決した割合については、大きく改善されました。また、環境目標達成率についても2つの指標で目標値である100%を達成しています。今後も、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に適切に対応するため、きめ細やかな規制や誘導、啓発を行う必要があります。

環境美化の推進については、市民、事業者と連携し、環境美化の啓発等を実施しています。環境美化推進団体の団体数が減少していることから、環境美化推進団体の更なる確保に努める必要が

あります。引き続き、公共空間の美化に向けて、市民、事業者との連携・協働による取組を推進していく必要があります。

近年、都市部で注目されているヒートアイランド現象の緩和・抑制に向けては、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP) や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。歩道等への導入が進んだ結果、透水性舗装面積については目標値を達成しました。今後も、特に夏場における省エネルギーを推進するとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化など、地域特性に応じた具体的な施策や取組を進める必要があります。

4 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

生物多様性については、自然環境調査や特定外来生物の防除等の取組を進めています。生物多様性保全イベント参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となったものが多かったことから、減少しています。また、生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合についても前回調査と比べ減少していました。生物多様性に関する啓発活動やイベント等の実施により、生物多様性に対する関心を高めるとともに、生物多様性に関して学べる場づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

自然資源の継続的な利用については、公共建築物等への地域材

の利用推進に向けた取組が着実に進められています。

みどり分野については、「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数及び公園などの面積が増加しています。一方、市民1人当たりに対する都市公園面積については、横ばいとなっています。また、緑あふれる未来サポーター制度（公園）の登録団体数は、活動意思の再確認を行った結果、減少しています。

今後も、平成28年（2016年）8月に改訂された「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に基づき、質及び量を共に重視した緑化などの取組を推進する必要があります。

5 快適な都市環境の創造

景観に配慮したまちづくりについては、景観パネル展の開催や景観まちづくり条例に基づいた、規制・誘導などの取組が進められています。まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数及び景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数が増加しています。

交通環境については、市民向けの公共交通マップを作成・配布し、自動車利用の抑制を図るなど啓発が進んでいます。バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路など整備延長及び自転車通行空間の整備延長については着実に増加しています。一方、コミュ

ニティバス1便当たりの乗車人数については、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出の自粛等の影響から減少しています。

市域の開発に対しては、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を運用し、環境に配慮した開発事業の誘導が図られています。

今後も目標値達成のため、引き続き市民・事業者等への啓発や取組の支援を進めるとともに、環境に配慮した開発事業への誘導に取り組んでいく必要があります。

資料編 環境まちづくりデータ

以下の詳細な資料は、吹田市ホームページに掲載しています。

1 環境基本計画

吹田市第3次環境基本計画
環境目標値

2 環境関連条例

主な環境関連条例と計画

3 環境基本計画の進行管理

進捗状況の把握及び実績評価
環境審議会（開催状況・議事概要など）

4 環境関連資料

(1) 地球環境

吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）
節エネ省エネ生活マニュアル(すいたんのCO₂大作戦R啓発冊子(市民版))
早わかり省エネガイド(すいたんのCO₂大作戦R啓発冊子(事業者版))
吹田市地域新エネルギー・省エネルギービジョン
SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN
SUITA MOTTANOCITY ACTION PLANの取組状況
環境まちづくりガイドライン（ライフスタイル版）
環境まちづくりガイドライン（キャンパスライフ版）
環境まちづくりガイドライン（事業活動版）
環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）
市公共施設でのみどりのカーテン実施状況
節電・節エネルギーの取組
吹田市環境物品等調達方針（グリーン購入）
グリーン購入の取組状況

(2) 循環型社会

吹田市一般廃棄物処理基本計画
マイバッグ持参率
吹田市ごみ減量再資源化推進会議
家庭系ごみの分別区分と収集方法
ごみの分け方12種分別
ごみ分別の手引き
ごみ収集日
ごみの行方
市内ごみ（一般廃棄物）排出量
市内ごみ排出量と資源回収量

ごみ処理実績表

不法投棄処理量

し尿・浄化槽清掃汚泥処理量

燃焼ごみ質の調査結果

ごみ焼却量

ごみ発電量

ごみ焼却に係る排出ガス

ごみ焼却に係るダイオキシン類

埋立処分量

破碎選別処理量

破碎選別工場での再生資源回収量

廃棄物減量等推進員の活動

再生資源の集団回収

再生資源集団回収量

家庭系廃食用油（使用済み天ぷら油）の回収

家庭系廃食用油回収量

すいたエコイベント宣言のすすめ

事業系ごみ減量マニュアル

多量排出占有者の事業ごみ資源化率

産業廃棄物多量排出事業者の排出量と再生利用業者等への処理委託料

(3) 生活環境

(ア) 大気環境

気象

二酸化窒素濃度

一酸化窒素濃度

二酸化硫黄濃度

浮遊粒子状物質濃度

微小粒子状物質（PM2.5）濃度

一酸化炭素濃度

光化学オキシダント濃度

非メタン炭化水素濃度

有害大気汚染物質濃度

大気関係法令届出・立入検査状況

大気汚染物質排出量

光化学スモッグ発令状況

(イ) 水環境・上下水道

水質関係環境目標達成率

河川・水路の水質

ため池の水質

水質関係法令届出・立入検査状況

淀川取水口の水質

水道水質検査

公共下水道汚水整備状況

(ウ) 地下水・土壌

地下水の水質

土壌汚染関係法令施行状況

土壌汚染に係る指定区域(法律)

土壌汚染に係る管理区域(府条例)

(エ) 騒音・振動

一般環境騒音

道路交通騒音

防音壁設置状況

航空機騒音

鉄軌道騒音・振動

騒音・振動関係法令届出状況

(オ) ダイオキシン類

ダイオキシン類環境調査

(カ) 公害苦情・保健

公害苦情受付件数

公害健康被害者認定状況

公害保健福祉事業及び健康被害予防事業実施状況

(キ) 遺伝子組換え施設の安全確保

遺伝子組換え施設条例届出・立入調査状況

遺伝子・病原体・R1安全確保条例

(ク) 中高層建築物

中高層建築物の建築に係る事前協議件数

(ケ) ヒートアイランド現象

ヒートアイランド対策

(4) 自然環境

自然環境調査「すいたの自然2011」

吹田市第2次みどりの基本計画

まちなか水族館

緑の分布状況(緑被率の状況)

都市公園及び遊園等の開設状況

すいた公園なび!

公共施設緑化状況

保護樹木・保護樹林の指定と助成

緑あふれる未来サポーター事業(公園)

市民農園

街路樹の状況

いろんな生きものがいてよかった～生物多様性と私たち～

(5) 都市環境

吹田市景観まちづくり計画

景観形成地区指定状況

地区計画

建築協定

土地利用の現況

用途地域指定面積

吹田市地域公共交通総合連携計画

吹田市コミュニティバス

吹田市公共交通マップ

交通バリアフリー

レンタサイクルの利用

市内主要道路の交通量

環境まちづくり影響評価

環境まちづくり【開発・建築版】実施状況

吹田市立博物館

(6) 協働と学習

アジェンダ21すいた

すいた環境サポーター養成講座

エコサポ受講者及び修了状況

5 吹田市まちづくり用語集

6 環境年表

7 環境記念日

吹田市環境白書 2021

令和3年(2021年)12月発行

吹田市環境部環境政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40

TEL 06-6384-1701 / FAX 06-6368-9900

E-mail: env-seisaku@city.suita.osaka.jp



この冊子は、600冊作成し、一部あたりの単価は528円です。